

第2次
三田市
地域福祉計画
(平成31年度～平成34年度)
【中間評価・見直し】

三田市

はじめに

近年、核家族化や少子高齢化の進行に加え、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域社会において家庭や人と人のつながりの希薄化が進むなど、社会を取り巻く環境も大きく変化しているところです。そして、生活困窮、ひきこもり、孤独死や虐待といった社会的問題は、ますます複雑・多様化してきており、住民同士の助け合いや従来の公的サービスだけでは対応が難しくなっています。



本市では平成26年に「第2次三田市地域福祉計画」を策定し、地域における福祉課題に対応するため、様々な施策に取り組んでまいりました。今回、計画策定から5年目を迎え、これまでの取り組みの評価を行い、近年の社会環境の変化や新たな課題に対応するため、本計画を見直し、「第2次三田市地域福祉計画 中間評価・見直し」を策定いたしました。また、今回の見直しに併せ、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画の一部として策定いたしました。

本計画では、「だれもが住みなれた地域で安心して、生きがいを持って生活できるまち」を基本理念として、人と人とのつながりを大切にし、誰もが住みやすく心のバリアのない地域社会づくりに取り組んでまいります。今後も市民の皆さま、地域の事業者や団体の皆さまとともに、地域福祉の増進に向け様々な施策を展開してまいりますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の中間評価・見直しにあたり、熱心に審議や検討をいただきました「三田市健康福祉審議会 地域福祉部会」の委員の皆さま、そしてパブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

三田市長 森 哲男

● 目 次 ●

第1章 地域福祉の理解.....	1
第1節 「地域福祉」の言葉の意味.....	1
第2節 三田市の地域福祉計画.....	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定体制.....	4
第3節 地域福祉計画の推進体制.....	5
1. 計画の進捗状況の管理・評価.....	5
2. 各主体の役割と連携.....	5
第2章 地域福祉計画のめざすもの.....	7
第1節 計画の考え方.....	7
1. 基本理念.....	7
2. 基本目標.....	7
第2節 三田市の地域福祉において大切にしている視点.....	8
1. 三田市における重点課題.....	8
2. 大切に考える視点.....	11
第3節 地域福祉を構成する6つの要素.....	14
第4節 計画の圏域と活動主体.....	15
第5節 地域福祉計画の施策体系図.....	18
第3章 取り組みの方向性.....	19
基本目標1 みんなでふれあい、支え合うまちづくり.....	19
1. だれもがつながり、ふれあう機会の充実.....	19
2. 身近な地域における支え合いネットワークづくり.....	21
基本目標2 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり.....	22
1. 市民活動の充実.....	22
2. 地域福祉活動を担う人材（財）育成.....	24
基本目標3 支援が必要な人を見逃さないまちづくり.....	26
1. 身近な地域における見守り活動の充実.....	26
2. 災害等に備えたまちづくり.....	28
基本目標4 安心して支援が受けられるまちづくり.....	30
1. 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実.....	30
2. 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり.....	32
3. 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）.....	34
基本目標5 地域福祉の基盤づくり.....	36
1. 地域福祉のコミュニティづくり.....	36
2. 地域福祉を進める環境づくり.....	38

◇ 資料編 ◇

1. 計画の検討経過.....	40
2. 三田市健康福祉審議会地域福祉部会委員名簿.....	42
3. 三田市健康福祉審議会規則.....	44
4. 三田市健康福祉審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱.....	46
5. 計画の成果指標.....	48
6. 計画に関する市民意識調査.....	50
I 調査概要.....	51
1. 調査目的.....	51
2. 調査内容.....	51
3. 調査方法.....	52
4. 報告書の見方.....	52
II 調査結果.....	53
1. 「地域福祉」について.....	53
2. 「成年後見制度」について.....	62
3. 回答者の属性.....	67
7. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	72

第1章 地域福祉の理解

第1節 「地域福祉」の言葉の意味

「だれもが住みなれた地域で、自分らしく幸せに暮らしたい」というのは、多くの人の願いではないでしょうか。

一方で、私たちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人や障害のある人、子育てや家族の介護に負担を感じたり悩んだりしている人、言葉や生活習慣の違いから暮らしにくさを感じている人など、なんらかの支援を求めている人がいます。

とくに近年、核家族化や少子高齢化*、地域のつながりの希薄化等が進行し、地域社会を取り巻く課題は日常的なものから深刻なものまで、複雑・多様化しています。

たとえば ひとり暮らしの認知症*高齢者の増加、核家族化による子育て・介護の負担増大、いじめ、不登校、虐待、DV、孤独死、自死（自殺）の増加、生活困窮、ひきこもり など

課題の中には、家庭や地域だけでは、また既存の制度やサービスだけでは解決がむずかしいものも少なくありません。こうした様々な課題を解決し、すべての人が安心できる地域をつくるためには、様々な担い手（市民・事業者・行政）が地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」等（自助・共助・公助の役割分担）を考え、実行していくことが必要です。

「地域福祉」とは、このような考え方をもとに様々な担い手が協力し合い、だれもが住みなれた地域で、孤立することなくゆるやかなつながりを感じながら、安心して自分らしく暮らせる社会をめざすことをいいます。

三田市まちづくり基本条例（平成24年7月1日施行）

第7条 まちづくりにおける課題は、次の各号に掲げる手段によりその解決を図ります。

- (1) まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動します。
- (2) 市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組みます。
- (3) 市民だけで解決することができない課題は、市が、市民と共に取り組みます。

自助

共助

公助

* 少子高齢化

出生数が減少し、総人口の中で高齢者人口の占める割合が、相対的に高くなっていくことをいう。高齢化率とは全人口に占める65歳以上の人の割合をいう。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」、21.0%以上で「超高齢社会」と言われる。

* 認知症

脳や身体の疾患を原因として記憶や判断力などの障害が起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。

第2節 三田市の地域福祉計画

1. 計画策定の背景

近年、国内において人口減少、少子高齢化が急速に進展していく中で、社会・経済情勢の変化とともに、人々の暮らしや雇用環境、さらに文化や価値観などが多様化し、地域社会においても家庭や人と人のつながりが希薄になるなど、支え合いや見守りの機能が弱くなり、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっていることが懸念されています。

これらの影響により、孤独死や自死、虐待の増加等、私たちを取り巻く社会問題はますます深刻化しており、「制度の狭間」といわれるように、公的なサービスや制度だけでは対応できない課題が増えています。こうした課題に対応するために平成20年にまとめられた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書（厚生労働省）」では、基本的な福祉ニーズは公的サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの対応を図るうえで、住民が主体的に関わり支え合いながら地域における「新たな支え合い」（共助）を進めるなどの考え方が示されました。

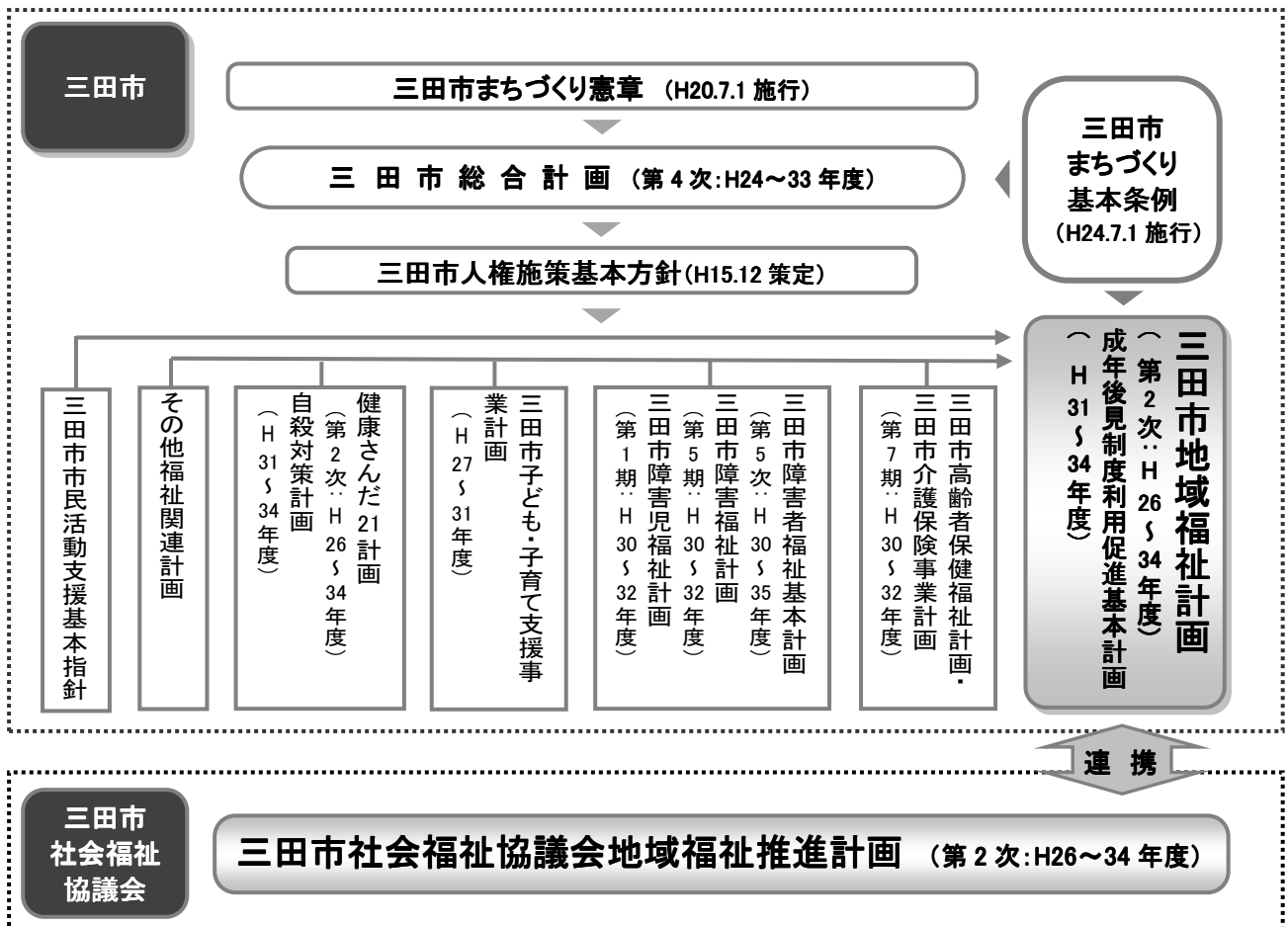
また、深刻な経済不況や東日本大震災の経験から、生活困窮者対策や災害時要援護者対策等が新たな課題として注目されていました。さらに国では、介護保険制度の改正や障害者総合支援法の成立、子ども・子育て関連3法の成立など、様々な福祉政策の見直しを進めてきました。

三田市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、平成17年に「三田市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの提供体制づくりなど、様々な施策を進めてきました。

このような背景を踏まえ、平成26年には、三田市における課題を再度整理し、市民・事業者・行政等が協力して課題解決のために取り組むことをめざし、「第2次三田市地域福祉計画」を策定しました。

平成30年度には、着実な推進を目的として計画の中間評価を実施し、社会背景の変化などを考慮した見直しを実施すると共に、成年後見制度利用促進基本計画を含有させました。

2. 計画の位置づけ



地域福祉計画とは

社会福祉法 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の行政計画です。福祉の総合計画ともいわれます。

地域福祉の様々な担い手（市民・事業者・行政等）の協働により、総合的・計画的に地域福祉を進めていくための理念としくみをつくる計画です。

成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

地域福祉推進計画とは

法律上の規定はなく、社会福祉協議会等が策定する民間計画です。（社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。）

住民協議体である社会福祉協議会の使命である「住民主体」の原則のもと、地域の生活課題を解決するために、住民自ら様々な担い手と協力し合い地域福祉を実践するための行動計画です。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 34 年度までの9年間とします。

ただし、成年後見制度利用促進基本計画については、平成 31 年度から平成 34 年度までの4年間とします。

4. 計画の策定体制

(1) 「三田市健康福祉審議会（地域福祉部会）」の開催

計画は、地域福祉を推進するという目的の計画であるため、「三田市健康福祉審議会（地域福祉部会）」にて審議を行いました。

(2) 三田市市民意識調査の実施

三田市内に在住する満 20 歳以上の市民を対象に、地域付き合いの状況や地域福祉活動の参加状況、地域福祉についての意識、福祉サービスの利用状況等の実態を把握するために市民意識調査を実施しました。

対象者数	不到着	実質配布数	回収数	有効回収数(率)
1,500 人	5 件	1,495 件	830 件	830 件(55.5%)

資料:「平成 24 年度三田市市民意識調査報告書」

対象者数	不到着	実質配布数	回収数	有効回収数(率)
3,000 人	3 件	2,997 件	1,439 件	1,439 件(48.0%)

資料:「平成 30 年度三田市市民意識調査報告書」

第3節 地域福祉計画の推進体制

1. 計画の進捗状況の管理・評価

計画は、高齢者や障害のある人、子どもなどを含むすべての市民を対象とすることから、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの様々な分野にわたります。

このため、市関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、計画に基づく施策を推進するため、進行管理を行うとともに、「三田市地域福祉審議会」において定期的に計画の進捗状況などの報告を行い、意見・提言・評価をいただくこととします。

2. 各主体の役割と連携

計画は、市民・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが必要です。

市民

住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域のことをよく理解している住民一人ひとりが「自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこう」という意識を持つことが大切です。そうした意識のもと、地域住民それぞれが積極的に声かけやあいさつなどを行い、また市民活動に参加することを通じてお互いに支え合い、助け合える関係を築くことをめざします。

市民活動には、地域コミュニティ*を中心によりよい地域づくりをめざす地縁型活動（区・自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員*等）と、福祉や健康などのテーマに応じた活動をするテーマ型活動（ボランティアやNPO*、当事者団体等）があります。地域福祉を推進するため、地縁型活動やテーマ型活動など対象を問わず、活動者同士が互いの良さを活かしてつながり、協働の取り組みを推進します。

* 地域コミュニティ

人が何らかの帰属意識を持ち、一定の連帯や支え合いの意識が働いている集団等をいう。特に、同じ生活圏域に居住する住民の間でつくられる地縁型コミュニティを地域コミュニティという。

* 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。児童福祉法に基づき、児童委員を兼務する。三田市の区域担当民生委員・児童委員は218人、主任児童委員は10人である。（平成30年11月末時点の定数）

* NPO

民間非営利組織ともいい、行政・企業とは別に、社会的活動をする民間組織のことをいう。平成10年に法人格を与えるなど、活動を支援するための特定非営利活動推進法が成立した。全国的には福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。

事業者

サービスの提供者として、サービスの質の確保、市民ニーズにもとづく新たなサービスの開発、市民への情報提供や相談、利用者の権利擁護[※]及び自立支援などに取り組みます。

また、市内のすべての事業者は、地域社会の一員として、地域課題に応じて市民や他事業者、行政と協働の取り組みを推進します。

行政

支え合いの地域づくりに向けた住民の主体的な活動を支援するとともに、住民が安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを行っていきます。

また、サービスや制度だけでは解決できない問題については、市民・事業者等と連携し、住民一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援ができる体制をつくります。

[※] 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症、障害のある人等に代わり、援助者が代理としてその権利行使を支援することをいう。

第2章 地域福祉計画のめざすもの

第1節 計画の考え方

1. 基本理念

だれもが住みなれた地域で安心して、生きがいを持って生活できるまち

住みなれた地域で、すべての市民が安心して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいを持って参加できる地域社会を実現することを計画の基本理念とします。

2. 基本目標

基本理念に示す地域社会の実現に向け、次の5つの基本目標を設定しました。

1 みんなでふれあい、支え合うまちづくり

子どもから高齢者まで、だれもが孤立せず地域でつながりを感じることができ、お互いに支え合うことができる市民のネットワークづくりを進めます。

2 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり

だれもが「自分のこと」として心のひだに感じることができ、参加したいと思える活動内容の充実を図るとともに、地域福祉を担う人材(財)育成を進めます。

3 支援が必要な人を見逃さないまちづくり

地域で孤立している人や、災害時に自力では避難できない人など、支援が必要な人を日頃から見逃さず、自主的な見守りが行われる地域づくりを進めます。

4 安心して支援が受けられるまちづくり

家庭や地域で解決することが困難な課題を抱える人が、そのニーズに応じて安心して支援を受けられることができるよう、市民と専門機関が連携し、その人らしさを大切にした支援体制づくりを進めます。

5 地域福祉の基盤づくり

市民・事業者・行政等が協働で地域福祉を進めるためのコミュニティづくりや環境整備、財源確保など、基盤づくりを進めます。

第2節 三田市の地域福祉において大切にする視点

1. 三田市における重点課題

1. 担い手が魅力を感じ継続できる、地域に根差した地域福祉活動づくり

住民ニーズの複雑・多様化に伴い、交流や生きがいづくりだけではなく、外出支援等の生活支援まで、求められる活動内容が広がってきています。そうした中、区・自治会、民生委員・児童委員等の地縁型活動では活動者の負担が増大しており、担い手不足が深刻な問題となっています。一方、福祉ボランティアは高齢化傾向にありますが、興味分野や得意分野を活かしたテーマ型活動への関心は高まってきています。

今後、担い手を育成するためには、農村・ニュータウン・市街地が共存するという三田市の特性を生かして地縁型活動とテーマ型活動のつながりを強化し、だれもが魅力を感じる地域づくり、だれもが参加できる活動づくりが必要です。

2. 地域特性を踏まえた活動に適した基盤・拠点づくり

三田市は、農村・ニュータウン・市街地と多様な地域特性があり、地域特性に応じて多様な地域福祉活動が展開されています。また、隣近所から市全体まで、活動範囲は様々です。

三田市では、平成17年から順次、小地域の福祉活動を支援する『地域福祉支援員』を、さらに平成30年には『生活支援コーディネーター』配置し、地域福祉の推進を図ってきました。

「地域福祉」は「協働のまちづくり」の概念に含まれるものであり、切り離すことはできない関係です。平成24年には、協働のまちづくりを推進するため「三田市まちづくり基本条例」を制定するとともに、『地域担当制[※]』（市）をスタートさせました。

地域福祉のしくみづくりは、「三田市まちづくり基本条例」をふまえ、全市的な協働のしくみづくりと合わせて考えていく必要があります。また、地域特性を踏まえたきめ細かな活動内容の検討や、活動内容に応じた圏域についての検討が必要です。

※ 地域担当制

地域が抱える課題を市民と行政が共有し、解決に向けた地域の活動をサポートするため、市民センターなどに配置された地域担当職員が、地域に対し様々な協力や情報の提供等を行い、地域コミュニティの活性化と市民力・地域力の向上を図る制度をいう。

3. 緊急時に確実に実践できる要援護者支援のしくみづくり

阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験から、災害時における「自助」「共助」の重要性の認知が進んでいます。一方、個人情報保護の問題等から、地域住民間の情報共有に抵抗があるなど、その支援にあたっては様々な課題が指摘されています。

災害時を見据えた日頃からの活動の重要性も含めて、要支援者支援[※]のあり方を検討する必要があります。

	H17	H20	H24	H29
避難行動要支援者支援制度登録者数 (旧:災害時要援護者支援制度)	-	1,143 人	1,583 人	3,030 人
自主防災組織 [※] 数 (加入世帯数)	34 組織 (20,265 世帯)	49 組織 (25,485 世帯)	56 組織 (31,868 世帯)	73 組織 (35,974 世帯)

資料:三田市資料

4. 制度のはざま等、複雑・困難な課題を解決するためのしくみづくり

経済的な困窮者をはじめ、認知症高齢者やひきこもりなど、分野や対象を越えた複雑・困難な課題が増大しています。こうした課題は、地域だけで解決することはできませんが、その一方で、既存の公的支援制度では対応できない状況もうかがえます。

そこで、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、三田市権利擁護・成年後見支援センターを設置し、生活困窮者自立相談支援事業[※]及び権利擁護支援事業[※]を実施しています。

地域だけでは解決が困難な課題に対し、市民・事業者・行政等の連携、役割分担による、全市的なセーフティネット[※]のしくみづくりが必要です。

三田市権利擁護・成年後見支援センター 相談実績

生活困窮者自立相談支援事業	H27	H28	H29
新規相談件数	163 件	121 件	105 件
延相談件数	573 件	622 件	748 件
権利擁護支援事業	H27	H28	H29
新規相談件数	119 件	84 件	98 件
延相談件数	238 件	173 件	249 件

資料:三田市資料

※ 要支援者支援

高齢者世帯、要介護者、障害のある人、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい市民を支援すること。

※ 自主防災組織

地域住民が、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という連帯感に基づき自主的に結成する組織で、平常時は、防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行う。また、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出援護、避難誘導などの活動を行う。

※ セーフティネット

安全を確保するための方策。高齢者や障害のある人などが地域で孤立しないよう、安否確認や声かけなど、地域全体で支えあう運動や事業を行ったり、関係機関との連携を図ることをいう。

5. 協働の取り組みを確実に実行するためのしくみづくり

地域福祉計画は、市民・事業者・行政等、様々な主体の参画による策定だけでなく、協働で実行することが大切です。

それぞれの役割を明確にし、適切な評価・進行管理ができるしくみづくりが必要です。

2. 大切と考える視点

計画は、地域の様々な福祉課題を解決するための活動や人材、つまり「資源」をつくり出すことを目的としています。

三田市では、これまでも市民・事業者・行政等がそれぞれ様々な活動・事業に取り組んでおり、たくさんのサービスやプログラム等の「資源」があります。しかし、すべての課題解決にはいたっていないのが現状です。

例えば「本当に必要な人に届いていない」「関心はあるけど方法がわからない」「同じような取り組みがたくさんある」といった声があるように、今ある資源が効果的に機能していないことがわかってきました。

一方で、「今は別々の活動であるが、連動させると効果が出るかもしれない」「別々の活動であるが、同じ目的ではないか」といった取り組みもみえてきます。

また、地域住民からは「既にたくさんあるのに、また新しいものをつくるのは非効率ではないか」といった声も聞かれます。

そこで三田市では、「**今ある資源がつながることで、新しい効果や価値をつくり出すことができる**」という視点で、計画における「資源」の充実・開発に取り組むため、基本目標に基づき、大切な視点を5つ設定します。

大切にする視点1 見守り・支援（セーフティネット）と地域活性化をつなげる

地域福祉でもっとも重要な取り組みのひとつが、高齢者や障害のある人、子ども、子育て中の家庭等、支援を必要とする人が孤立しないよう、身近な地域における見守り・支援（セーフティネット）が行われる体制づくりです。また、角度を変えて見てみると、地域における見守り・支援と、子どもから高齢者まですべての市民がいきいきと暮らすことのできる魅力ある地域づくり（地域活性化）は一体のものであるといえます。

そのため、保健・福祉分野だけにとどまらず、まちの魅力づくりに関わる幅広い分野が連携し、見守り・支援（セーフティネット）と地域活性化が連動する体制づくりを進めます。



大切にする視点2 地縁型活動とテーマ型活動を協働によりつなげる

地域福祉を進めるためには、地域に根ざしながら、担い手が魅力を感じることができ、長期的に継続できる活動が求められます。そのため、地縁型活動とテーマ型活動が互いの強み・弱みを補完し合い、ともに地域のために活動できる体制づくりを進めます。

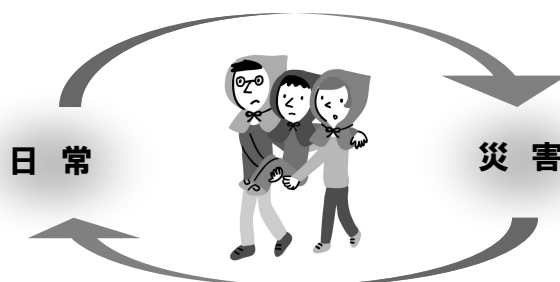
地縁型活動団体とテーマ型活動団体が交流及び情報交換できる場づくりや、互いのニーズを把握し、内容によって活動団体をコーディネート*する機能の強化を図ります。



大切にする視点3 日常と災害時をつなげる

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験から、災害時に迅速に対応するためには、日頃からの地域活動や防災活動の重要性が再認識されました。とくに、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人等、災害時に避難支援を必要とする人については、日常における状況把握と見守りが必要不可欠といわれています。

「災害にも強い地域づくり」を合言葉に、日常の活動と災害時対策を連動させ、より効果的な支援体制づくりを進めます。

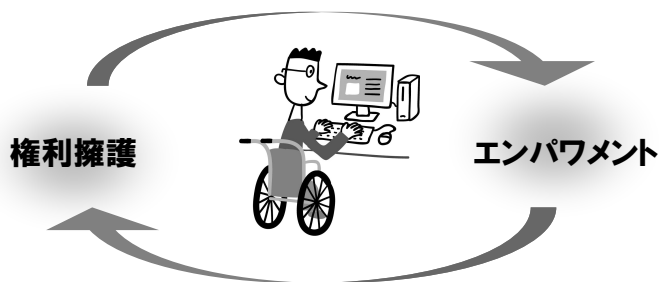


* コーディネート

コーディネートは、支援を必要としている人と、支援者や社会資源を結び付けたり、関係機関・団体同士の連携を図るなど点と点を結び付けていく活動をいう。

大切にする視点4 権利擁護とエンパワメント（自立支援）をつなげる

生活困窮者をはじめ、認知症やひきこもりなど、複雑・困難な課題の増大にともない、権利擁護の重要性が高まっています。同時に、それらの課題を抱えた人の権利を「守る」ことはもちろん、その人が生きがいを感じながら自分らしく生きることができ、支援のあり方が求められています。そのため、「三田市権利擁護・成年後見支援センター」を拠点として、当事者が地域の人材として活躍できる支援体制づくりを進めます。



大切にする視点5 行政と民間を協働によりつなげる

計画は、行政・市民・事業者等と、様々な主体が参画し、協働で実行していくことが大切です。三田市まちづくり基本条例に基づき、行政・民間が互いに強み・弱みを補完し合う、協働のしくみづくりが求められています。そのため、市民主体の地域福祉活動を支える基盤整備を進めます。



第3節 地域福祉を構成する6つの要素

抽象的な捉え方をされる“地域福祉”ですが、具体的に地域で実現していくためには、地域福祉の6つの要素の中身を明確にすることが必要です。

人材 組織

だれが？どんなネットワークで？

どんな人材や組織が主体となって、どう連携して取り組むのか。

拠点

どこで？

どんな範囲（エリア）で、どこを拠点として取り組むのか。隣近所の小さな範囲なのか、市全体の大きな範囲なのか。

活動 事業

何を？

具体的にどんな内容の活動・事業を行うのか。

財源

先立つものは？

取り組むための財源はどうするのか。

情報

どんな発信方法で？

活動への参加を促すため、取り組みをどのように周知するのか。また、本当に必要としている人にどのように支援情報を届けるのか。

文化 風土

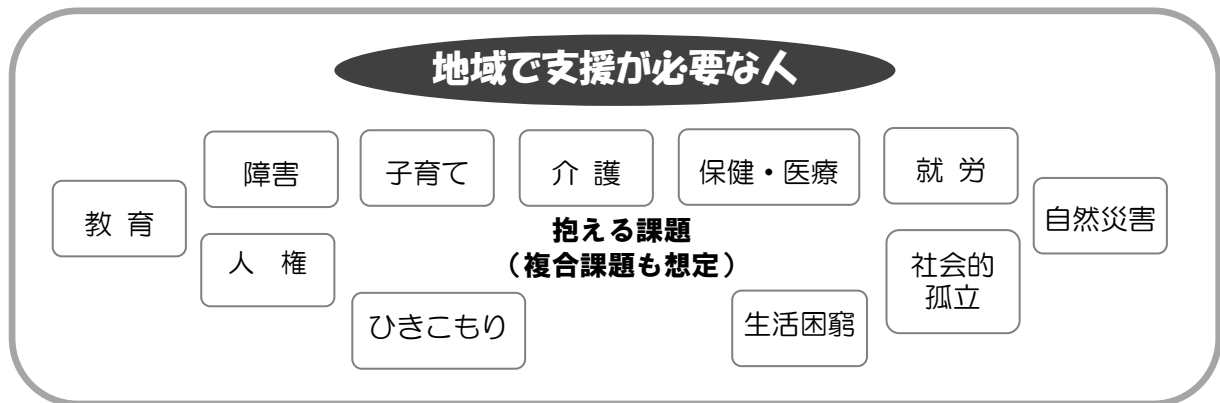
取り組みが続くとどんな地域になるか？

取り組みを続けたときに、10年後、50年後にどんな地域になっているのか。どんな文化・風土をつくっていくのか。

第4節 計画の圏域と活動主体

平成20年にまとめられた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書（厚生労働省）」には、地域福祉を推進するために必要な条件のひとつに「適切な圏域を単位としていること」と示されています。

地域福祉活動では、地域に生活する住民にしかみえない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになります。



地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要であり、それができるような圏域が自ずと地域福祉活動の圏域となるといえます。

また、地域福祉活動の圏域については、考え方はひとつではなく、地域の実情や生活課題、活動内容等に応じて設定されるべきであり、近隣の小さな単位から広域的なものまで、重層的に捉えることが必要です。

「第4次三田市総合計画」では、市民センター*等を総合的な拠点として、協働のまちづくりを進めていくことを目指しています。しかし現状では、市民センターや地域包括・高齢者支援センター*等の各拠点の圏域設定は活動内容に応じて異なっています。

地域福祉を効果的に推進するため、その基盤となるコミュニティのあり方とともに、活動内容に応じた圏域のあり方を検討していきます。

* 市民センター

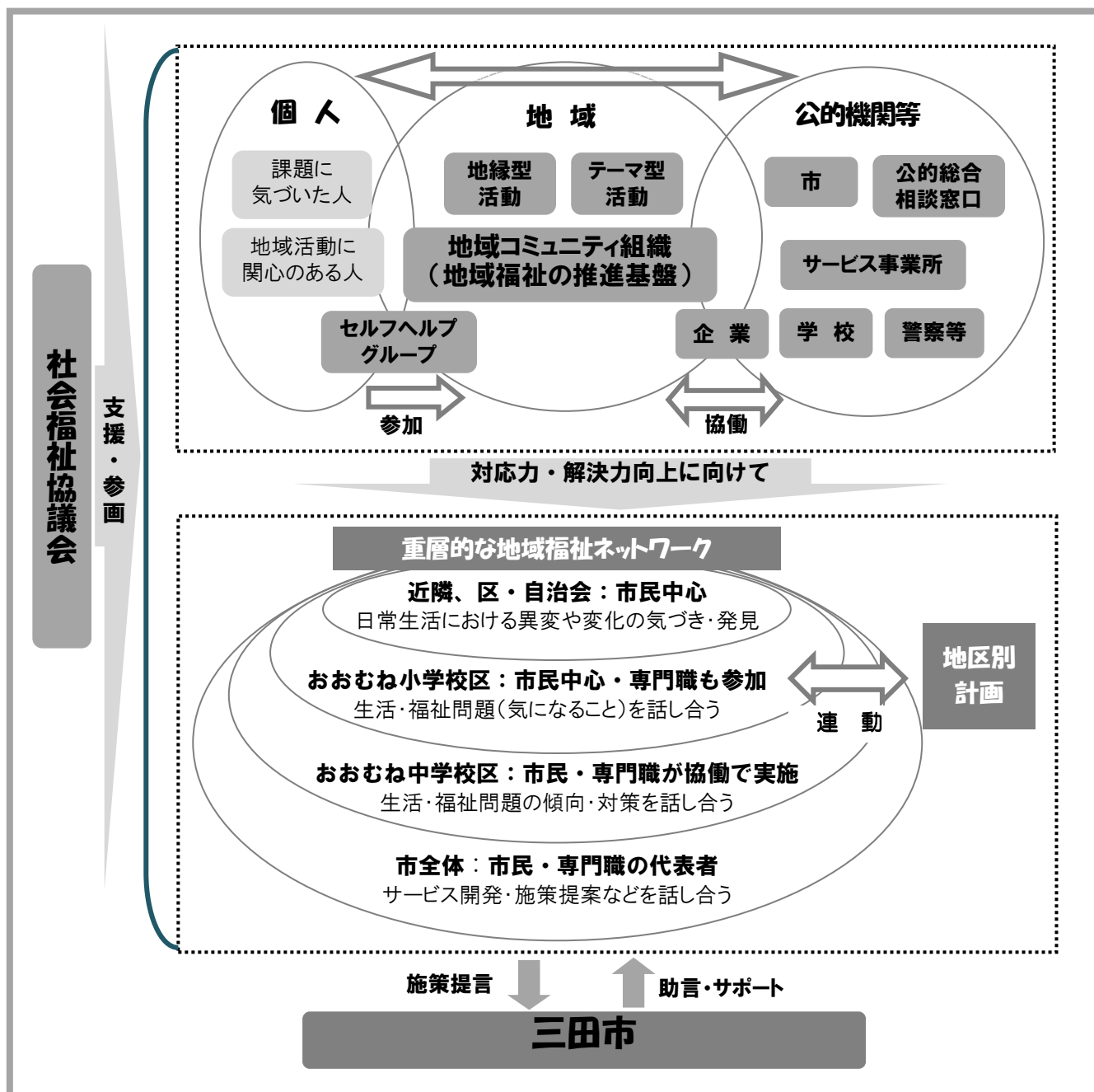
市民の自主的、主体的な学習及び文化活動並びに市民相互の多様な交流を促進し、コミュニティ意識の醸成を図り、活力ある住みよい地域社会を形成することを目的として設置された施設をいう。貸館業務のほか住民票などの諸証明発行、公金の収納などの行政サービスを提供している。また、地域コミュニティ活動の拠点として、地域担当職員を配置している。三田、広野、藍、フラワータウン、ウディタウンの各市民センターのほか、同様の機能を持つ施設としては、まちづくり協働センター、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センター、ふれあいと創造の里がある。

* 地域包括・高齢者支援センター

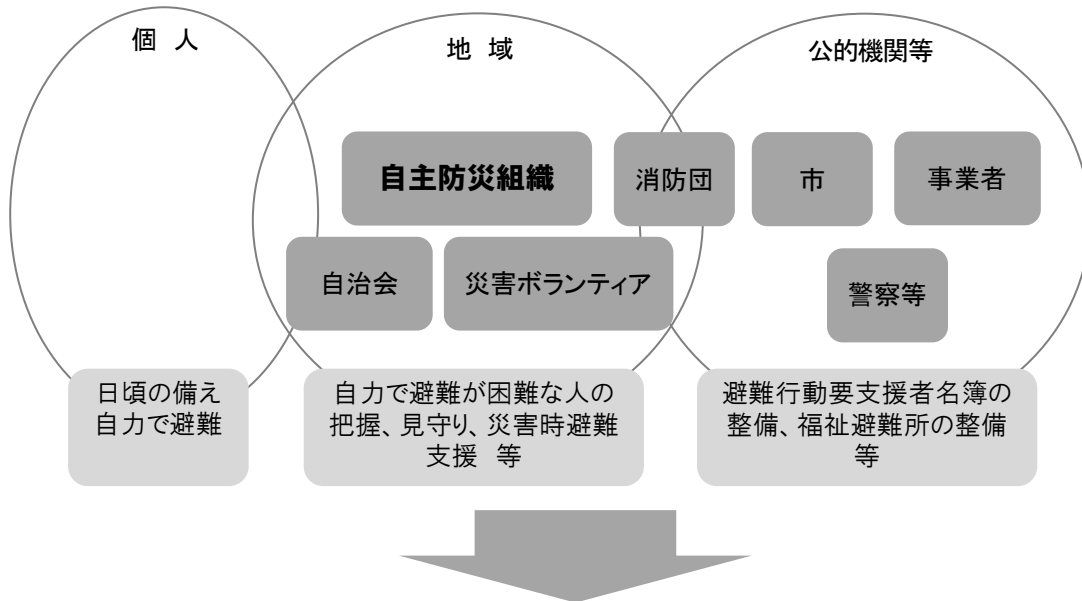
地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中枢機関をいう。高齢者支援センターは、地域のワンストップサービスの拠点として、24時間体制で担当地域の高齢者等の総合相談業務や介護予防事業、虐待防止等の権利擁護事業、地域包括ケア体制づくりに取り組んでいる施設をいう。

三田市で地域福祉を推進するにあたっては、まずは近隣の小さな単位において、日常生活における声かけや安否確認などを通じ、異変や変化に気づくことが市民の重要な役割といえます。

さらに、そこで発見された課題は、より広域な単位で市民と専門職をはじめとする関係機関が話し合う場をもち、ともに解決に向けて手をつなぐゆるやかなネットワークを築いていくことが求められます。こうした地域福祉のネットワークは、課題の困難さなどに応じて重層的に構築されることが望ましいと考えられます。



重層的な地域福祉ネットワーク例～災害時～

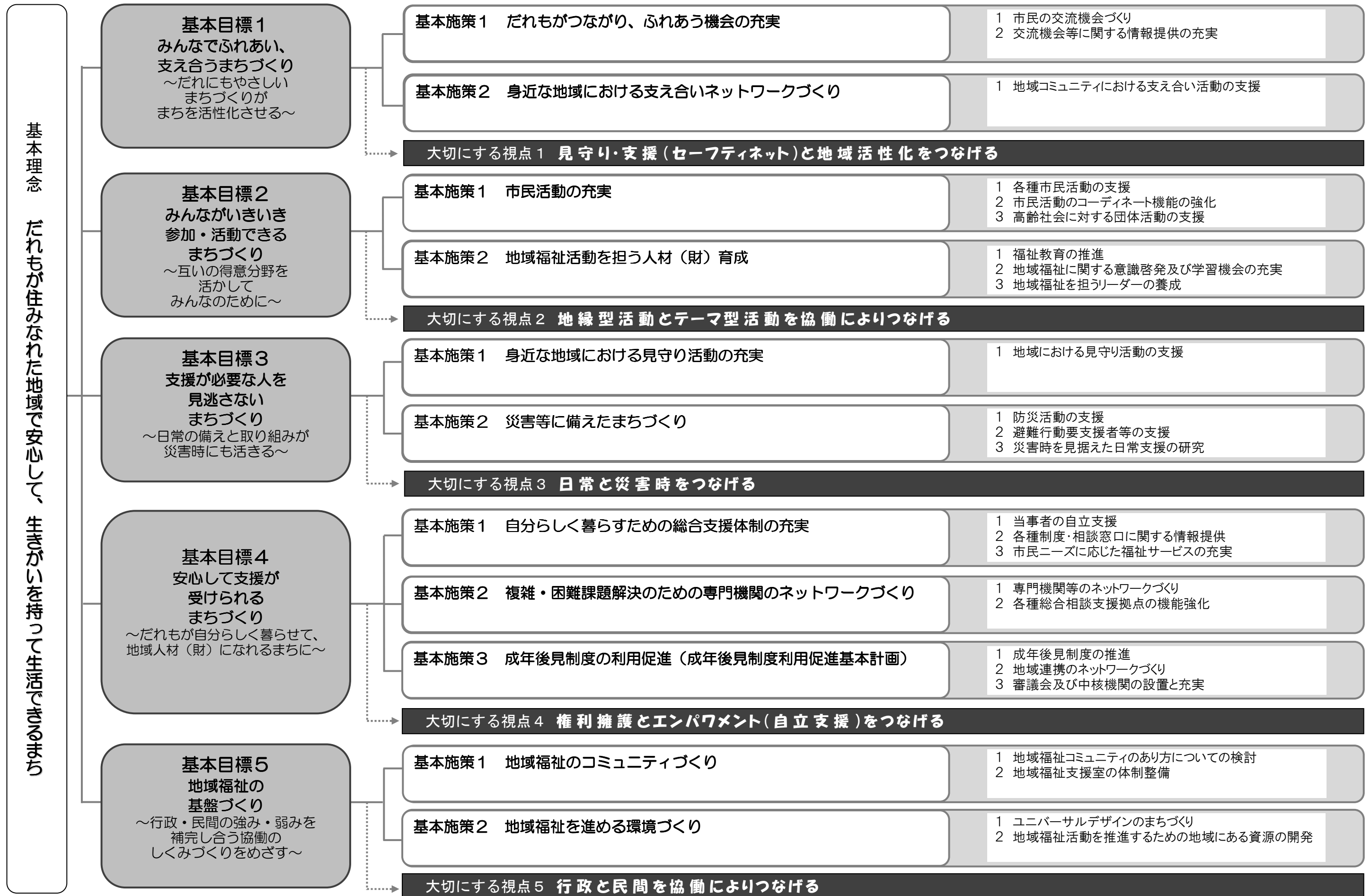


対応力・解決力向上に向けての話し合い

三田市では、区・自治会単位において、自主防災組織や自治会、民生委員等が話し合う場を設けている地域があります。

その話し合いを踏まえ、市全体において、市民や関係機関等の参画により話し合いを進めています。

第5節 三田市地域福祉計画の施策体系図



第3章 取り組みの方向性

基本目標1 みんなでふれあい、支え合うまちづくり

～だれにもやさしいまちづくりがまちを活性化させる～

1. だれもがつながり、ふれあう機会の充実

地域には、元気で活動的な人もいれば、心身の健康に不安がありひきこもりがちな人もいます。元気な人だけではなく、孤独感を感じている人も含めて、地域のだれもが参加・交流でき、ゆるやかなつながりを感じることでできる地域づくりが求められています。

地域で生きがいを感じながら活動することは、介護予防にもつながります。また、地域の交流の場に参加することは、市民活動参加への第一歩となり、地域福祉の担い手づくりにつながります。

そのため、福祉だけでなく、多様な分野と協力しながら、だれもが興味を持ち、楽しみながら参加できる機会を充実します。また、市民活動団体等が主体的に参加を呼びかけることのできる情報提供体制づくりに取り組みます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 市民の交流機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none">○近隣における住民同士の声かけ・見守り活動の重要性について啓発を行います。○地域行事・イベント等を通じ、支援する人も支援を受ける人も誰もが参加できる機会をつくれます。○多様な分野の団体と連携し、子どもから高齢者まで、すべての地域住民が参加・交流できる機会をつくれます。 <p>(2) 交流機会等に関する情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○公共施設だけでなく身近な生活の場で必要な情報が届けられるよう方法を検討し、広報を強化します。○市民活動団体等が会員や市民に対して地域で参加・交流する大切さなどを伝えることができるよう、地域福祉に関する様々な講座や情報提供等を行います。

<p style="text-align: center;">市民</p>	<p>○地域でゆるやかなつながりを持てるよう、日頃から声かけやあいさつを心がけます。</p> <p>○小地域つどい・サロン、地域での趣味の仲間づくり等、地域住民同士の交流機会づくりに取り組みます。</p> <p>○地域行事・イベント等の開催にあたっては、団体同士が協力し、障害のある人等の当事者が参加できるよう、また、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できるよう配慮します。</p> <p>○市民活動団体は、積極的に情報発信に取り組み、主体的に市民の参加を呼びかけます。</p>
<p style="text-align: center;">事業者</p>	<p>○障害のある人等の当事者や、子どもから高齢者まで幅広い世代が集うことのできる場づくりに協力します。</p> <p>○掲示板の設置やチラシの設置等、市民の主体的な情報発信に協力します。</p>

2. 身近な地域における支え合いネットワークづくり

地域福祉は、地域の様々な課題に対して、個人や家庭で解決する「自助」、地域で協力して解決する「共助」、行政が協力して解決する「公助」が役割分担をし、また連携して取り組むことをいいます。

近年、生活困窮者や認知症高齢者等、「自助」では解決できず、また「公助」だけでも解決できない複雑・困難な課題を抱える人が増加しており、「共助」の重要性がますます高まっています。また、地域住民の抱える課題が複雑・困難になることを防ぐためにも、「共助」は非常に重要といえます。

これまで地域福祉における「共助」は、地域住民の交流や生きがいづくりなど、「地域のつながりを広げる」活動に重きが置かれてきました。今後はこうした活動に加え、ひとり暮らし高齢者の外出支援等、より具体的な地域課題への対応が求められており、「地域のつながりを深める」活動が充実するよう、支え合いネットワークづくりを進めます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 地域コミュニティにおける支え合い活動の支援</p> <p>○ふれあい活動推進協議会をはじめ、市民主体の組織によるつながり・見守り・支え合い活動が充実し、地域の要望に応えられるよう支援します。</p>
市民	<p>○近隣における住民同士で、ごみ出し、地域行事等の日常生活を通じ、関係作りに取り組みます。</p> <p>○誰もが地域で生きづらさを感じないように、困りごとを気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。</p> <p>○困りごとを地域で受け入れられる環境づくりに取り組みます。</p> <p>○暮らしの中で起こるささいな困りごとについて、地域住民同士の助け合い・支え合い活動に取り組みます。</p>
事業者	<p>○普段の事業活動を通じ、地域と連携し関係作りに取り組みます。</p>

基本目標2 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり

～互いの得意分野を活かしてみんなのために～

1. 市民活動の充実

三田市では、まちづくり協働センターにおいて、市民活動の総合的な支援を行うとともに、各地区の市民センターにおいても地域に応じたきめ細かな活動支援に取り組んでいます。また、福祉ボランティアの総合支援拠点として、社会福祉協議会が「ボランティア活動センター」を運営しています。

今後もこれらの拠点を活かし、市民が「参加したい」「楽しそう」と思える魅力ある活動づくりを支援します。特に、地縁型団体とテーマ型団体の連携が課題になっていることから、団体間のネットワーク化を重点的に進めます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 各種市民活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○活動場所の提供や活動内容に関する相談等、新規団体の設立を含め各種市民活動の支援を行います。○若者世代の参加を促す支援を行います。 <p>(2) 市民活動のコーディネート機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○地縁型団体やテーマ型団体間が、活動内容や目的に応じて互いに連携して活動できるよう、情報提供やコーディネート等、総合支援体制を強化します。○まちづくり協働センターや市民センター、ボランティア活動センター等、拠点間の連携強化に取り組めます。 <p>(3) 高齢社会に対する団体活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○団体の高齢化や担い手不足を見据え、継続性の確保や負担軽減を図るため、実情に応じて望ましいあり方を柔軟に検討できる取り組みを進めます。○高齢者世代が、福祉サービスの受け手という側面だけでなく、地域支援の支え手として必要とされていることを積極的に誘導します。

<p>市民</p>	<p>○地域行事やイベント等、身近な地域の活動に積極的に参加します。 ○まちづくり協働センターやボランティア活動センター等を活用し、関心のある市民活動に積極的に参加します。 ○市民活動団体は、市民が「参加したい」「楽しそう」と思える魅力ある活動づくりに取り組みます。 ○地縁型団体やテーマ型団体等の立場を越え、互いの得意分野を活かし、団体同士が連携しながら地域福祉活動に取り組みます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○地域を構成する一員として、事業者の強みを発揮し、地域福祉活動に関わります。</p>

2. 地域福祉活動を担う人材（財）育成

三田市では、今後高齢化が急激に進行すると予測されています。長期的な視点で安心して暮らせるまちをつくるためには、今から地域福祉の新たな担い手を育成していくことが必要です。そのためにも、市民一人ひとりが地域における様々な課題を「自分のこと」として心のひだに感じるすることができる風土づくりを着実に進めるため、福祉教育や意識啓発に取り組みます。また、市民活動や地域福祉活動に関心のある人を実際の活動につなげるための機会づくりやリーダーの養成に取り組みます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害のある人等を含むすべての人が、地域の中で生きがいやつながりを持ちながら、自分らしく生活できる環境づくりの大切さを学ぶことができるよう、学校、幼稚園、保育所等における人権・福祉教育を、体験学習も交えながら推進します。 ○学校・行政・社会福祉協議会・地域住民等が協働して、地域における支え合い活動の大切さについて、子どもが学ぶことができる機会づくりを進めます。 <p>(2) 地域福祉に関する意識啓発及び学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の開催等を通じて、地域福祉について他人事ではなく、我が事と感ぜられるよう意識啓発を行い、地域福祉計画の周知を行います。 ○若い世代や団塊の世代をはじめ、地域に関心の低い人に対し参加を呼びかけ、参画しやすい環境づくりを進めます。 ○地域に関心はあるが、仕事や勤務の関係で市民活動に参加しにくい人でも気軽に参加し、活動が継続しやすい環境づくりを進めます。 <p>(3) 地域福祉を担うリーダーの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり協働センターやボランティア活動センター等を拠点に、地域福祉活動を主体的に実践できるリーダーを養成します。

<p>市民</p>	<p>○介護や子育て等、あらゆる福祉課題はすべての人にとって身近な問題であり、支援をする側・される側どちらの立場にもなりうることを理解し、「自分のこと」として考え、「お互いさま」の気持ちを持って暮らします。</p> <p>○出前講座等に参加し、地域福祉について主体的に学習します。</p> <p>○市民活動団体は、行政等が主催する研修等を活用し、リーダーの資質向上・養成に努めます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○出前講座等に参加し、地域福祉について主体的に学習します。</p>

基本目標3 支援が必要な人を見逃さないまちづくり

～日常の備えと取り組みが災害時にも生きる～

1. 身近な地域における見守り活動の充実

高齢者や障害のある人等が住みなれた地域で孤立せずに安心して暮らすには、病気や災害等いざというときを見すえた支援体制が整うことが大切です。地域において、日頃から地域で支援が必要な人を把握し、市民の主体的な見守り活動が行われるよう支援します。

また、福祉サービス事業者をはじめ、市民の日常生活に関わりが深い事業者等との協働による見守り活動に取り組みます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 地域における見守り活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○地域ケア会議*を推進する等、事業者や民生委員・児童委員、市民団体等との協働により、ひとり暮らし高齢者等の見守りや日常支援活動を行います。○民生委員児童委員協議会等の活動に対し、情報提供や相談、研修の開催等の支援を行います。○ヘルプマーク*ヘルプカード*を活用するなど様々な見える化をすることにより、地域で支援が必要な人が地域で認知される方法を推進します。○地域の中で、自ら支援が必要とすることができない人を含め、支援が必要な人に必要な支援が届く仕組みを検討します。

※ 地域ケア会議

支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で暮らせるよう、その人らしさや地域とのつながりを大切にしたい個別支援を行うとともに、地域課題の発見や解決に向けて取り組むことを目的として、保健・医療・福祉等の専門機関や住民等、多様な主体が参加する会議をいう。

※ ヘルプマーク

障害や認知症など外見からは分かりにくいものの、援助や配慮が必要な方が、周囲の方たちに伝えるための手段のマーク。

※ ヘルプカード

障害や認知症など外見からは分かりにくいものの、援助や配慮が必要な方が、緊急時・災害時、日常生活の中で困った時に、助けてもらいたいことをあらかじめ記入したカード。

<p>市民</p>	<p>○近隣における住民同士で、異変や変化に気づくことができるよう、見守り活動に取り組みます。</p> <p>○病気や災害等いざという時を見据え、地域で共助できる環境づくりに取り組みます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○普段の事業活動を通じ、地域と連携し見守り活動に協力します。</p>

2. 災害等に備えたまちづくり

災害時に迅速に対応できる地域づくりのため、市民の主体的な防災活動が定期的に行われるよう支援します。また、引き続き避難行動要支援者支援制度の普及を図り、災害時に支援が必要な人の支援体制を構築します。

災害はいつ何時起こるかわからないものであり、本来その対策は日常生活とは切り離せないものといえます。とくに高齢者や障害のある人、子育て家庭、外国人等、避難行動要支援者に限らず日常で支援を必要としている人については、その支援を行っている市民や事業所と連携して災害時の支援体制を構築することが効果的であると考えられます。そのためには、隣近所の住民同士による日常のコミュニケーションや支え合いも大切になります。日常と災害時を連動させた支援のしくみづくりについて検討していきます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 防災活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○赤十字奉仕団や自主防災組織等、地域における防災活動の重要性について意識啓発を行うとともに、活動の周知を図ります。○地域の防災活動における自発的な取り組みや住民同士の付き合いを側面的に支援する仕組みを作ります。 <p>(2) 避難行動要支援者等の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者支援制度の普及を図ります。○避難行動要支援者等が避難後も安心して生活できるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉避難所の機能充実を図ります。 <p>(3) 災害時を見据えた日常支援の研究</p> <ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者の状況を情報共有できる仕組みの整備を行います。○ヘルプマーク、ヘルプカード等、地域における防災活動に関する制度を広く一般に普及啓発を行い、災害等に備える市民を増やします。○災害時に、すべての市民に情報が行きわたる仕組みを研究します。

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災用品や食料品を備蓄しておく、避難所や避難経路を把握しておくなど、まずは家庭や地域で日頃から災害時に備えます。 ○赤十字奉仕団や自主防災組織等、地域における防災活動に取り組みます。 ○災害時に支援が必要な人は、避難行動要支援者支援制度の登録や、ヘルプマーク、ヘルプカードを活用する等、日頃から地域と関わりを持つよう心がけます。 ○地域では、高齢者や障害のある人、子育て家庭、外国人等、日頃から支援が必要な人を把握し、災害時を見据えた支援について話し合います。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域を構成する一員として、災害等に備えたまちづくりに関わります。 ○災害時を見据えた利用者支援のあり方について行政等と連携しながら研究します。 ○災害時には地域を守るための物質・場所・人材の提供等の協力を努めます。

基本目標 4 安心して支援が受けられるまちづくり

～だれもが自分らしく暮らせて、地域人材（財）になれるまちに～

1. 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実

地域福祉を推進するためには地域での支え合いが大切ですが、高齢者や障害のある人等、福祉サービスをはじめとする公的支援が必要な人が適切な支援を受けられるしくみをつくることは行政の責務といえます。

とくに近年、認知症高齢者や障害者手帳を持たれている方が増加していることなどを背景に、権利擁護の重要性が高まっています。自力で判断することや権利を表明することが困難な人に対し、自分らしく生きることができるよう権利擁護に取り組む総合支援体制の整備を進めます。また、権利擁護を進めるにあたっては、当事者の権利を守るだけでなく、当事者が生きがいを感じることでできる生活支援及びエンパワメントの視点を大切に、よりよい支援のあり方を検討していきます。

さらに、支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、支援が必要になったときにどこに行けばいいのかわかっておけるよう、各種制度や相談窓口に関する情報提供の充実を図ります。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 当事者の自立支援</p> <p>○利用者の生活支援及びエンパワメントを実現する支援のあり方を検討します。</p> <p>(2) 各種制度・相談窓口に関する情報提供</p> <p>○権利擁護支援及び生活困窮者自立相談支援の拠点である権利擁護・成年後見支援センターを含む、福祉サービスや相談窓口について、広報紙やパンフレット、ホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。</p> <p>○子育て情報や介護情報等、対象者に応じた効果的な情報提供を充実します。</p> <p>○同じ悩みを持つ者同士が交流できる場づくりのための情報提供をしていきます。</p> <p>○窓口で相談しに来られない人に対し相談窓口が連携し、アプローチできる仕組みを検討します。</p> <p>(3) 市民ニーズに応じた福祉サービスの充実</p> <p>○保健・福祉分野の分野別計画に基づき、市民ニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。</p>

	<p>○高齢者や障害のある人等、支援を必要とする人が住みなれた地域で暮らせるよう、福祉サービスだけでなく、インフォーマル*サービスを含んだその人らしさや地域とのつながりを大切にしたケアマネジメント*を推進します。</p>
市民	<p>○権利擁護の考え方を十分に理解し、認知症や障害のある人等の尊厳や権利、生きがいを尊重します。</p> <p>○当事者及びその家族は、権利擁護支援及び生活困窮者自立支援の相談拠点である権利擁護・成年後見支援センターを活用し適切な支援を受け、自分らしい生き方を実現します。</p> <p>○当事者及びその家族は、エンパワメントの視点を大切に、地域の中で生きがいやつながりを持ちながら生活します。</p> <p>○子育て中の保護者や介護をしている家族等は、地域で同じ悩みや経験を共有できる仲間をつくります。</p>
事業者	<p>○利用者の尊厳や権利、生きがいを尊重したサービス提供を行います。</p> <p>○権利擁護支援及び生活困窮者自立支援の相談拠点である権利擁護・成年後見支援センターと連携し、当事者の権利擁護に取り組みます。</p> <p>○事業者の強みを発揮し、当事者の自立支援に協力します。</p>

権利擁護って？

侵害されている権利を護るだけでなく、本人が望む生活・関係を、本人の気持ちや役割を引き出しながら実現する「自立」を高めていくこと（エンパワメント）、そのような思いを受け入れ、実現の支援をできる地域づくりを行う視点が大切です。

権利侵害からの “救済”

- 法律・福祉等専門職による介入支援（虐待発生時の分離・保護など）
- 消費相談窓口による支援（契約解除など）
- 成年後見制度による代理

権利侵害を“生ま ない環境づくり”

- エンパワメント支援
- 本人らしい生活実現の支援
- 本人を取り巻く人々への福祉学習

* インフォーマル

非公式の。⇔フォーマル

家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる私的な活動をいう。

* ケアマネジメント

福祉サービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動をいう。

2. 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり

地域福祉を推進するには、市民の支え合いネットワークだけでなく、「市民で解決がむずかしい問題を専門機関につなぎ、協力して解決する」、また「ひとつの専門機関では解決がむずかしい問題を複数の専門機関で協力して解決する」といったように、市民・事業者・行政等が手をつなぎ課題を解決する地域ケアシステムの構築が重要です。

特に、生活困窮者や認知症高齢者等の抱える複雑・困難な課題に対し、専門機関や各種支援拠点の連携・機能強化を図ります。また、市民や事業者との協働により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供体制の充実を図ります。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 専門機関等のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとつのサービスや制度では対応できない複雑・困難な課題については、多様な分野の相談窓口・専門機関が連携し、適切な支援を行います。 ○複雑・困難な課題に対応する専門機関等のネットワークづくりを担う専門職の確保・育成に努めます。 ○公的なサービスや制度では対応できない地域課題について、NPO団体や市民団体、事業者等が主体のサービス開発を支援します。 ○専門機関等によるワンストップ窓口の設置を検討していきます。 <p>(2) 各種総合相談支援拠点の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護・成年後見支援センター、地域包括・高齢者支援センター、きいてネット[※]、地域子育て支援センター[※]等、総合相談支援拠点としての各支援センターの周知徹底を図るとともに、各センター間の連携を図ります。

※ きいてネット

身体・知的・精神障害及び難病患者など全ての障害のある人やその家族、またはその方の支援者などを対象とした総合相談窓口。総合福祉保健センター内に設置されている。

※ 地域子育て支援センター

親子で遊ぶ場所や子育て相談等、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点で、湊川短期大学内に設置されている。

市民	<p>○生活困窮等、自分だけで解決できない複雑困難な課題に直面した際は、身近な相談相手や権利擁護・成年後見支援センター等に相談します。</p>
事業者	<p>○医療・保健・福祉、法律に関わる事業者は、権利擁護について十分に理解し、様々な分野が協働して権利擁護に取り組めるようネットワーク化を図ります。</p> <p>○研修や情報交換等により職員や事業者の資質の向上を図るとともに、多様なニーズに対応して適切なサービスが提供できるよう努めます。</p>

3. 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らすためには、生活に必要な支援が受けられ、その人の権利が守られることが重要です。また、急速な高齢化の進展により、判断能力が十分でない人が増加すると予想されるため、判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境を整備する必要があります。

このため、成年後見制度の普及啓発を行い、制度の利用を必要とする障害のある人や認知症高齢者等の把握に努め、適切な成年後見制度の利用を進めていくことが求められています。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 成年後見制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページ、講演会などを通して、成年後見制度や権利擁護についての普及啓発を行います。 ○今後成年後見制度を利用する人が増加することが見込まれるため、ニーズを把握し、状況に応じた取り組みを進めます。 ○権利擁護相談や福祉サービスの利用に関する相談受付を行うとともに成年後見制度を利用するための必要な手続きを支援します。 ○市民後見人の育成等、制度を利用し見守りができる人材の育成に努めます。 <p>(2) 地域連携のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の権利擁護のための地域連携ネットワークの構築に努めます。 ○権利擁護の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけることや早期の段階からの相談ができるよう、窓口等の体制を整備します。 ○既存の保健・医療・福祉の支援ネットワークを活かしながら、家庭裁判所等の司法との連携を進め、成年後見制度における支援体制をつくります。 <p>(3) 審議会及び中核機関[※]の設置と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するための審議会や、全体のコーディネートを行う中核機関[※]の設置について協議・検討します。

※ 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

市民	<p>○成年後見制度や権利擁護についての講演会に参加するなどし、制度の理解に努めます。</p> <p>○十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が十分でなくなった場合に備えて、任意後見制度[*]を利用します。</p> <p>○成年後見制度を中心とした権利擁護活動等、自分にできることに取り組み、地域人材（財）になれるよう努めます。</p>
事業者	<p>○普段の事業活動を通じ、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、専門機関へつなぎます。</p> <p>○成年後見制度の利用による適切な支援につなげるため、地域で連携するしくみづくりに協力します。</p>

成年後見制度は、認知症高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人についての権利を護る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

法定後見制度	区分	本人の判断能力
認知症や知的障害、精神障害などにより、既に判断能力が不十分であり、支援が必要な場合	後見	全くない
	保佐	著しく不十分
	補助	不十分
任意後見制度	区分	本人の判断能力
将来、認知症や病気などで判断能力が十分でなくなった時のために備えたい場合	任意後見	十分

^{*} 任意後見制度

将来、認知症や病気などで判断能力が十分でなくなった時のために、あらかじめ援助者（任意後見人）を選んでおく制度。

基本目標5 地域福祉の基盤づくり

～行政・民間の強み・弱みを補完し合う協働のしくみづくりをめざす～

1. 地域福祉のコミュニティづくり

三田市には、総合福祉保健センターやまちづくり協働センターのように、福祉やまちづくり全般に関する全市的な総合支援拠点が設置されています。加えて、地域包括・高齢者支援センターや地域子育て支援センター、市民センター等、市内各地区に支援拠点や活動拠点が設置されています。一方、こうした各拠点の圏域設定は活動内容に応じて異なっており、分野横断的に地域福祉を進めていくにあたっては、拠点間の連携や市民活動の推進等に少なからず支障がでることが懸念されています。

地域福祉を効果的に推進するため、その基盤となるコミュニティのあり方とともに、活動内容に応じた圏域のあり方についても整理・検討していきます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 地域福祉コミュニティのあり方についての検討</p> <ul style="list-style-type: none">○地域全体を包括する視点を持って、それぞれの圏域における地域福祉やまちづくりの拠点での活動が効率的・効果的に行われるよう、総合的に支援します。○地域福祉における課題等については、行政機関内部での連携、また地域福祉支援員との連携を図りながら、地域に密着した地域福祉活動が円滑に行われるよう支援します。○まちづくり、教育、環境等といった従来の縦割り組織の対応を見直し、地域の実情に応じた支援体制の構築を目指します。 <p>(2) 地域福祉支援室の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">○生活支援コーディネーターを地域に配備し、地域福祉の役割分担に応じた適切な支援を行います。

<p>市民</p>	<p>○地域の見守り活動等で気づいた課題については、様々な団体・機関や事業者等と話し合い、ともに解決に向けて取り組みます。</p> <p>○地域の福祉課題を解決するための地区別計画を策定し、まちづくり協議会[*]と協働する等、支え合い活動に取り組みます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○地域の見守り活動等で明らかになった課題については、様々な団体・機関や住民等と話し合い、ともに解決に向けて取り組みます。</p> <p>○地域の福祉課題を解決するため、まちづくり協議会と協働する等、支え合い活動に取り組みます。</p>

^{*} まちづくり協議会

概ね小学校区程度の区域で、様々な地域課題の解決に向け、地域内の様々な団体等が連携して取り組む組織

2. 地域福祉を進める環境づくり

すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくりを実現するには、高齢者や障害のある人等も不安や不便を感じずに生活できる地域環境を整えていく必要があります。行政が公共施設や道路環境のバリアフリー*化を進めることはもちろん、民間も含めて高齢者や障害のある人等に配慮したユニバーサルデザイン*の環境づくりを進められるよう、意識づくりに取り組みます。

また、地域福祉を推進するためには、市民の自主的な活動への積極的な協力・支援が欠かせません。とくに活動財源の確保は、市民活動において重要な課題となっています。補助金や助成金等の効果的な活用や、地域資源の開発や活用ができるよう市民主体の地域活動の方策を検討します。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">○公共施設や民間施設のバリアフリー化を進めます。○住民・事業者等に対し、ユニバーサルデザインについての啓発を行います。 <p>(2) 地域福祉活動を推進するための地域にある資源の開発</p> <ul style="list-style-type: none">○補助金・助成金制度等の周知や地域福祉活動への効果的な活用方法について検討します。○地域資源の開発や活用により、地域福祉プラットフォーム等の市民主体の地域福祉活動を効果的に進めていく方策を検討します。

* バリアフリー

高齢者や障害のある人などが生活していく上で障壁となる段差など、物理的な障壁の除去をいう。より広義に、障害のある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

* ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方を発展させたもので、障害の有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、だれもが使いやすく、また、気持ちよく使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。また、実現させていくこと。

<p>市民</p>	<p>○市民が集う場づくりや情報発信の手法等、日常生活の様々な場面において、高齢者や障害のある人等、だれもが快適に暮らすことができるよう配慮します。</p> <p>○補助金、助成金や地域資源を効果的に活用し、地域福祉活動に取り組みます。</p> <p>○すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、高齢者や障害のある人等、様々な立場の人が積極的にまちづくりに参画します。</p>
<p>事業者</p>	<p>○情報発信の手法等、様々な事業活動を通じて、高齢者や障害のある人等が快適に暮らすことができるよう配慮します。</p>

資 料 編

1 計画の検討経過

○平成25年度 策定経過

日 時	委員会名称等	主な内容
平成25年6月5日	第1回健康福祉審議会 (第1回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会運営方針、体制 ・ 市長諮問 ・ 「三田市地域福祉計画」の概要
平成25年7月26日	合同部会 (市・社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の成果まとめ ・ 全国の課題、各制度の方向性報告 ・ 計画の課題まとめ
平成25年9月26日	第1回地域福祉部会 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進行予定について ・ 計画の課題について ・ 問題解決策についての意見交換
平成25年10月21日	第2回地域福祉部会 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次三田市地域福祉計画（素案）について
平成26年1月23日	第2回健康福祉審議会 (第2回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント版素案に係る報告及び協議
平成26年2月5日 ～2月24日	パブリックコメント実施	
平成26年3月14日	第3回健康福祉審議会 (第3回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次三田市地域福祉計画の最終案について ・ 答申案の採決 ・ 答申書提出予定について

○平成30年度 中間評価・見直し経過

日 時	委員会名称等	主な内容
平成30年5月11日	健康福祉審議会（全体会） ・第1回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長諮問 ・審議会運営方針、体制 ・「三田市地域福祉計画」の概要
平成30年6月28日	第2回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章「行政」の「取り組み内容」 ・庁内における課題
平成30年8月20日	第3回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章「行政」の「取り組み内容」 ・市民意識調査（速報値）
平成30年9月26日	第4回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章「行政」の「取り組み内容」 ・第3章「市民」「事業者」の「取り組み内容」
平成30年10月31日	第5回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案 ・計画（素案）
平成30年11月19日	健康福祉審議会（答申）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長答申
平成30年12月5日 ～平成31年1月4日	パブリックコメント実施	

2 三田市健康福祉審議会地域福祉部会委員名簿

○平成25年度

部会内での区分	所 属（団体）	氏 名
学識経験者	元湊川短期大学教授、社会福祉士・ 精神保健福祉士	◎中田 篤彦
学識経験者	佛教大学福祉教育開発センター講師	○後藤 至功
地縁型市民団体	三田市区・自治会連合会	藤村 晴彦
地縁型市民団体	三田市連合婦人会	油谷 晃代
地縁型市民団体	三田市老人クラブ連合会	東田 るい
福祉関係団体	三田市民生委員児童委員協議会	杉本 義幸
福祉関係団体	三田ボランティア連絡会	川邊 元
福祉関係団体	三田市社会福祉協議会	中後 仁美
福祉系NPO団体	NPO法人三田市手をつなぐ育成会	三木 尚美
福祉関係団体	本庄地区ふれあい活動推進協議会	奥野 重吉
テーマ型市民団体等	子育て支援グループ キララ	梶元 梨香
公募	市民公募	向井 洋江
公募	市民公募	羽島 新菜
公募	市民公募	奥野 成雄

◎部会長 ○副部会長

※敬称略

○平成30年度

部会内での区分	所 属（団体）	氏 名
学識経験者	元流通科学大学教授	◎塚口 伍喜夫
福祉関係団体	三田市社会福祉協議会	○馬場 俊彦
地縁型市民団体	三田市区・自治会連合会	植村 利弘
NPO団体	NPO法人場とつながりの研究センター	大島 一晃
福祉関係事業者	社会福祉法人光耀会	岡本 征
福祉関係団体	三田市民生委員児童委員協議会	堺 莞爾
福祉関係団体	三田ボランティア連絡会	奈良 恵美子
地縁型市民団体	三田市老人クラブ連合会	西嶋 明彦
テーマ型市民団体	三田市在宅高齢者介護の会「つくしの会」	藤原 明子
福祉関係団体	ふれあい活動推進協議会	古田 茂充
学識経験者	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部	安田 理香

◎部会長 ○副部会長

※敬称略

3 三田市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第5条の規定に基づき三田市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

- 2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときに、その身分を失う。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を設けることができる。

- 2 審議会は、第3条第3項の規定にかかわらず、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉担当課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

4 三田市健康福祉審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の健康福祉施策に係る分野別諸計画（法令に策定義務又は策定努力義務のあるものに限る。）について、三田市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）における審議検討を効率的に進めるため、三田市健康福祉審議会規則（平成21年三田市規則第18号。以下「規則」という。）第5条に基づき設置される部会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部会の組織及び所掌)

第2条 この要綱において、部会とは、次の各号に掲げる部会とし、それぞれ当該各号に定める計画項目を審議する必要があると認められるときに設置することができる。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉計画に関する審議
- (2) 障害者福祉部会 障害者福祉基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する審議
- (3) 高齢者・介護部会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する審議
- (4) 健康部会 健康増進計画に関する審議

(委員構成)

第3条 部会の委員（以下「部会員」という。）は、審議会の常任委員及び規則第4条に基づき当該年度に委嘱されている臨時委員の中から、所掌審議に必要な者を審議会会長が選任する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長

の決するところによる。

(報告)

第6条 部会は、第2条各号に定める所掌計画（以下「各所掌計画」という。）に関しそれぞれ審議した事項を、審議会会長に対して報告しなければならない。

(設置期間)

第7条 部会の設置期間は、各所掌計画に関する審議が終了するまでとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める担当課において処理する。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉施策担当課
- (2) 障害者福祉部会 障害者施策担当課
- (3) 高齢者・介護部会 高齢者・介護施策担当課
- (4) 健康部会 健康増進施策担当課

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に行われるそれぞれの部会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

5 計画の成果指標

基本目標 -基本施策	指標	当 初 (H24)	中 間 (H30)	目 標 (H34)	評価	算出 根拠
1-1	隣近所とまったく付き合いをしない。	3.3%	3.6%	2.0%	△	市民意識調査
1-2	隣近所の人と「困った時に助け合っている」割合	18.1%	15.0%	30.0%	▲	市民意識調査

・隣近所とまったく付き合いをしない人の割合はわずかに減少しています。

・隣近所の人と「困った時に助け合っている」割合は減少しています。

⇒地域のつながりを強める取り組みが必要です。

2-1	地域活動へ参加している人の割合	(H25) 39.0%	37.1%	50.0%	△	市民意識調査
2-2	出前講座の件数	(H25) 1回	(H29) 1回	8回以上	△	担当課資料

・地域活動へ参加している人の割合はわずかに減少しています。

・出前講座の件数は変化が見られません。

⇒地域活動への興味関心を持たせる取り組みが必要です。

3-1	認知症サポーター*養成講座参加者数	(H25) 4,183人	(H29) 8,897人	(H33) 11,400人	○	市総合計画
3-2	自主防災組織数	72.9%	(H29) 78.4%	(H33) 80.0%	△	市総合計画
	「避難行動要支援者支援制度」の認知度	27.7%	29.1%	50.0%	△	市民意識調査

・認知症サポーター養成講座参加者数は増加しています。

・自主防災組織数はわずかに増加しています。

・「避難行動要支援者支援制度」の認知度はわずかに増加しています。

⇒日常から災害等に備える意識啓発が必要です。

◎：目標を達成した ○：目標は達成していないが改善している（変動率10%以上）

△：変化がない（変動率±10%未満） ▲：悪化している（変動率-10%以上） -：評価困難

* 認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

基本目標 -基本施策	指標	当 初 (H24)	中 間 (H30)	目 標 (H34)	評価	算出 根拠
4-1	「三田市権利擁護・成年後見支援センター」の設置	未設置	H27.4 設置済	設置	◎	担当課 資料
	「三田市権利擁護・成年後見支援センター」の延相談件数（権利擁護支援及び生活困窮者自立相談支援相談）	(H27) 811件	(H29) 997件	1,500件	○	担当課 資料
4-2	福祉サービスを利用した際に「相談・問い合わせ先が分からなかった」と回答した人の割合	17.8%	6.1%	3.0%	○	市民意 識調査
4-3	成年後見制度の認知度	—	58.8%	80.0%	—	市民意 識調査
	市民後見人候補者の登録数	—	0人	10人	—	担当課 資料

・「三田市権利擁護・成年後見支援センター」は平成27年4月に三田市総合福祉保健センター内に設置しました。

・「三田市権利擁護・成年後見支援センター」の延相談件数は増加しています。

・福祉サービスを利用した際に「相談・問い合わせ先が分からなかった」と回答した人の割合は減少しています。

・成年後見制度の認知度は当初値がないため、平成34年に最終評価を行います。

・市民後見人候補者の登録数は当初値がないため、平成34年に最終評価を行います。

⇒「三田市権利擁護・成年後見支援センター」及び成年後見制度の周知を引き続き行っていく必要があります。

5-1	地域福祉支援室の認知度	34.4%	37.8%	50.0%	△	市民意 識調査
5-2	ユニバーサルデザインという言葉も考え方も知っている市民の割合	—	47.2%	80.0%	—	市民意 識調査

・地域福祉支援室の認知度はわずかに増加しています。

・ユニバーサルデザインという言葉も考え方も知っている市民の割合は当初値がないため、平成34年に最終評価を行います。

⇒各地域における支援拠点や活動拠点のあり方について、整理・検討が必要です。

◎：目標を達成した ○：目標は達成していないが改善している（変動率10%以上）

△：変化がない（変動率±10%未満） ▲：悪化している（変動率-10%以上） —：評価困難

平成 30 年度
三田市市民意識調査
調査結果報告書
(地域福祉計画関連)

※政策課が作成したものを福祉総務課が地域福祉計画関連を基
に再編したものです。

平成 30 年 10 月
三田市

I 調査概要

1. 調査目的

この調査は、市民の価値観や行動志向、行政への要望など市民生活の基本的な意識について把握することにより、今後の政策形成、施策運営の基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査内容

(1) 「地域福祉」について

- 問 1 隣近所との付き合いの程度
- 問 2 「地域福祉活動」の参加状況
- 問 3 「地域福祉活動」に参加していない理由
- 問 4 「避難行動要支援者支援制度」の認知状況
- 問 5 「地域福祉支援室」の利用・認知状況
- 問 6 福祉サービスの利用経験の有無
- 問 7 福祉サービスを利用して最も困ったこと
- 問 8 「ユニバーサルデザイン」の言葉の理解度
- 問 9 “福祉のまち”づくりに関する行政と地域住民との関係

(2) 「成年後見制度」について

- 問 10 「成年後見制度」の利用・認知状況
- 問 11 「成年後見制度」を知ったきっかけ
- 問 12 「成年後見制度」の利用意向
- 問 13 「成年後見制度」を利用したくない理由
- 問 14 「成年後見制度」で援助者（後見人など）になってもらいたい人

(3) 回答者の属性

- 問 15 居住地区
- 問 16 性別
- 問 17 年齢
- 問 18 世帯構成
- 問 19 家族構成員
- 問 20 職業
- 問 21 通勤・通学先

3. 調査方法

- | | |
|-----------|---|
| (1) 調査地域 | 三田市内 |
| (2) 調査対象 | 市内に在住する 18 歳以上の市民 3,000 人 |
| (3) 抽出方法 | 住民基本台帳から年齢別地域別層化系統抽出 |
| (4) 配布方法 | 郵送 |
| (5) 回収方法 | 郵送（インターネットによる回答も可）
※お礼状兼督促状 1 回送付 |
| (6) 調査期間 | 平成 30（2018）年 6 月 15 日（金）～7 月 6 日（金） |
| (7) 有効配布数 | 2,997 件（不到着 3 件） |
| (8) 有効回収数 | 1,439 件（回収率 48.0%）
※インターネットによる回答 265 件含む |

4. 報告書の見方

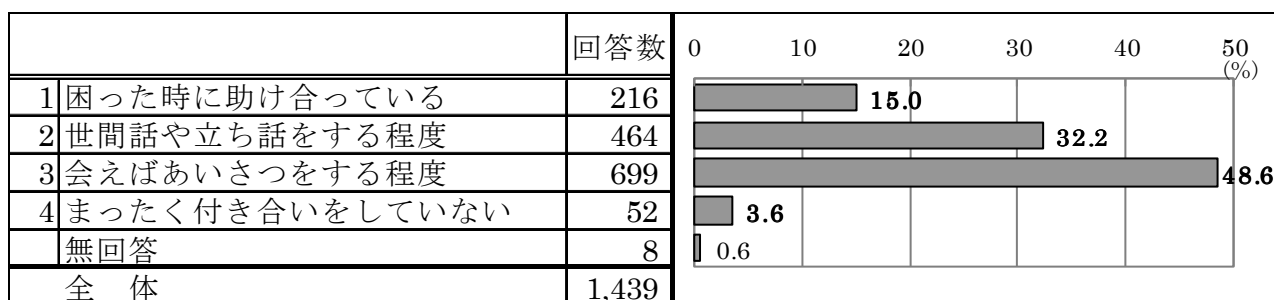
- ① 集計結果は、小数点以下第 2 位を四捨五入しており、比率の合計が 100.0%にならないことがあります。複数回答を求めた設問は、回答者に対する割合を示しているので合計が 100%を超えています。
- ② 「全体」は、回答者数（1,439）であり、「回答総数」は複数回答の場合の全回答数を指し、「該当者」は回答者を特定した場合の母数を表しています。また、複数回答のグラフの％は（MA％）として複数回答であることを表しています。
- ③ 年代別集計は、70 歳代と 80 歳以上を合わせて「70 歳以上」として分析しています。
- ④ 地区別集計は、地区区分として、三田地区、三輪北部地区（志手原小学校区）、友が丘地区、三輪地区（三輪北部地区・友が丘地区を除く）、広野地区、小野地区、高平地区、つつじヶ丘地区、藍地区（つつじヶ丘地区を除く）、本庄地区、フラワータウン地区、ウッディタウン地区、カルチャータウン地区に分けて分析しています。
- ⑤ 本文中の質問文及び選択肢などについて、長い文については簡略化しています。
- ⑥ 年代別や地域別は、対象者ごとに％を算出しており、複数回答については、**第 1 位**、**第 2 位**、**第 3 位**として順位を表しています。なお、同率の場合は、同一順位とし、以下の順位を繰り下げています。
- ⑦ 複数の回答合わせた『知っている』などは、回答者数を全体で除しており、単数の合計とは合わないことがあります。

II 調査結果

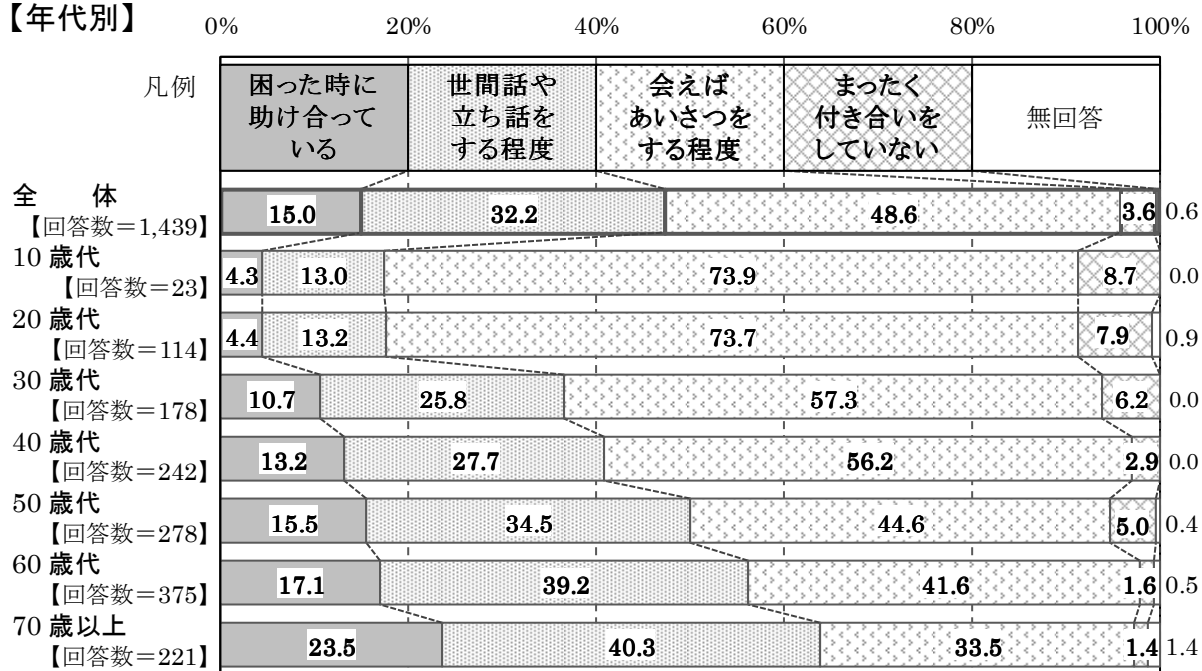
1 「地域福祉」について

(1) 隣近所との付き合いの程度

問1 あなたは、現在、隣近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。(○は1つ)

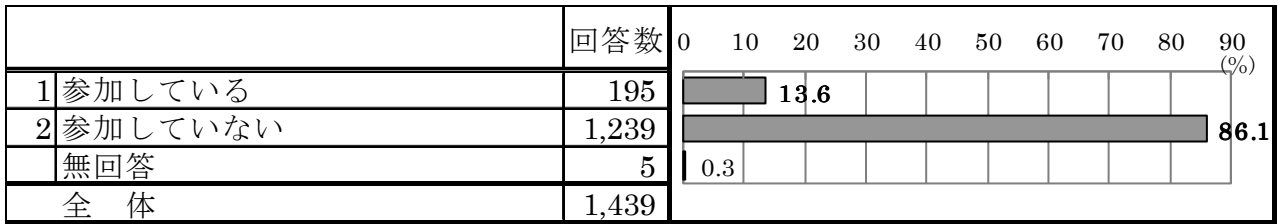


【年代別】

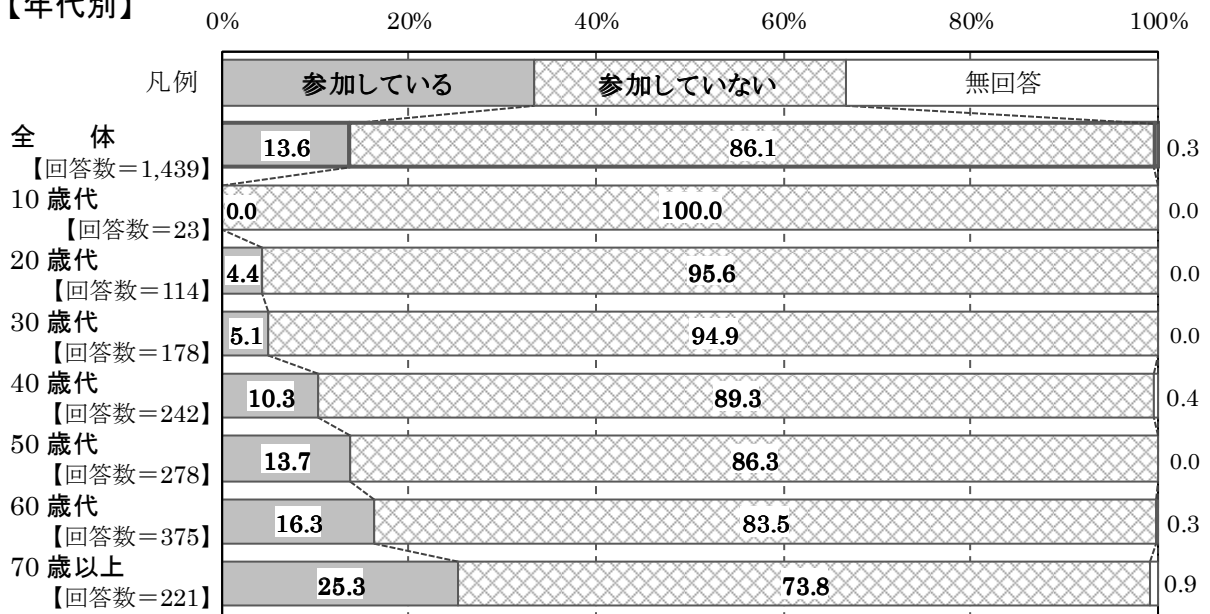


(2)「地域福祉活動」の参加状況

問2 あなたは、「地域福祉活動」に参加していますか。(〇は1つ)



【年代別】



(3)「地域福祉活動」に参加していない理由

問3 【問2で「2 参加していない」を選んだ方にお聞きします。】その最も大きな理由は何ですか。(〇は1つ)

	回答数	0	10	20	30	40	50 (%)
1 忙しくて時間がない	577	46.6					
2 活動に興味がない	92	7.4					
3 人間関係がわずらわしい	74	6.0					
4 一緒に参加する人がいない	41	3.3					
5 いつどこで活動しているかわからない	263	21.2					
6 健康に自信がない	100	8.1					
7 自治区・自治会などの団体に入っていない	46	3.7					
8 その他	39	3.1					
無回答	7	0.6					
該当者	1,239						

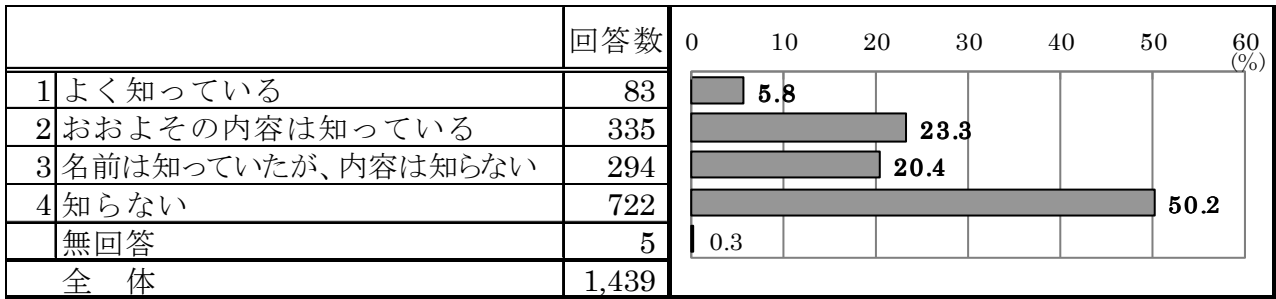
※「その他」の内容：介護や育児のため(13)、検討しているが参加できていない(4)、家族が活動している(3)、当番の時に参加している(3)、きっかけがない(2)、最近引っ越してきた(2)など

【年代別】 【地域福祉活動に参加していない最も大きな理由】

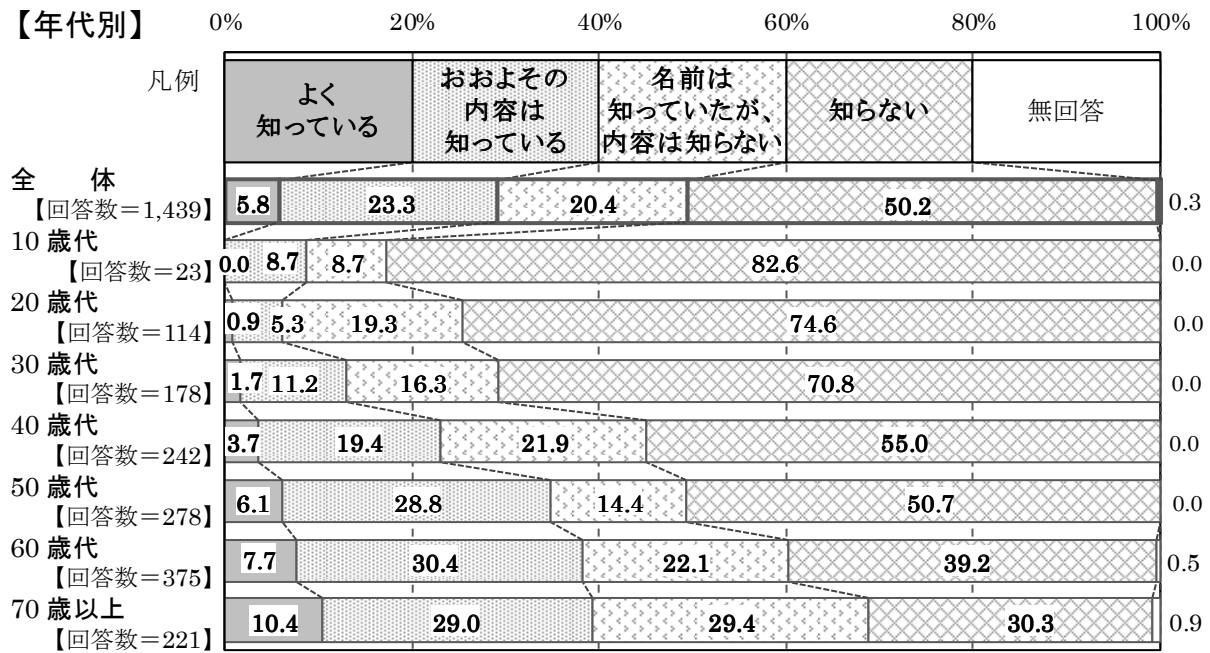
	忙しくて時間がない	活動に興味がない	人間関係がわずらわしい	一緒に参加する人がいない	いつどこで活動しているかわからない	健康に自信がない	自治区・自治会などの団体に入っていない	その他	無回答
該当者 【該当数=1,239】	46.6%	7.4%	6.0%	3.3%	21.2%	8.1%	3.7%	3.1%	0.6%
10歳代 【該当数=23】	43.5%	21.7%	0.0%	0.0%	30.4%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%
20歳代 【該当数=109】	50.5%	10.1%	1.8%	4.6%	20.2%	0.9%	6.4%	4.6%	0.9%
30歳代 【該当数=169】	58.0%	4.1%	4.1%	3.6%	23.7%	0.0%	4.7%	1.2%	0.6%
40歳代 【該当数=216】	56.0%	9.7%	5.6%	1.4%	22.7%	0.9%	2.8%	0.9%	0.0%
50歳代 【該当数=240】	52.5%	6.3%	6.3%	3.8%	21.3%	4.2%	2.9%	2.5%	0.4%
60歳代 【該当数=313】	40.9%	7.0%	8.3%	3.5%	19.8%	12.8%	2.2%	4.2%	1.3%
70歳以上 【該当数=163】	22.7%	6.7%	6.1%	4.3%	18.4%	28.8%	6.1%	6.7%	0.0%

(4)「避難行動要支援者支援制度」の認知状況

問 4 あなたは、「避難行動要支援者支援制度」についてご存じですか。(〇は1つ)

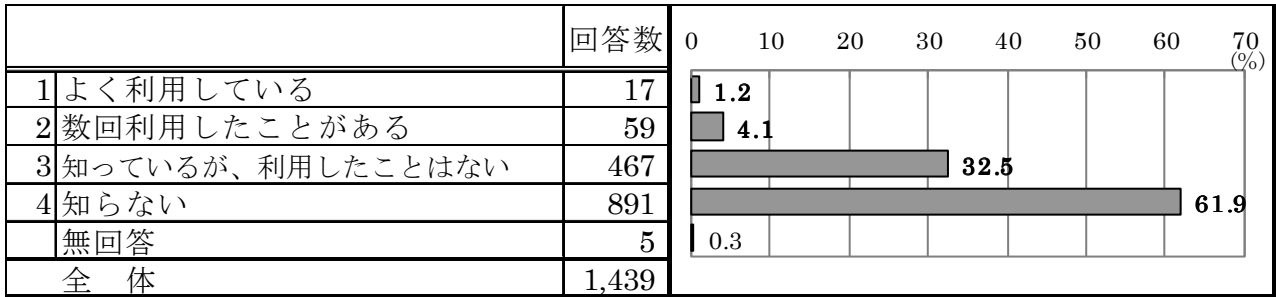


【年代別】

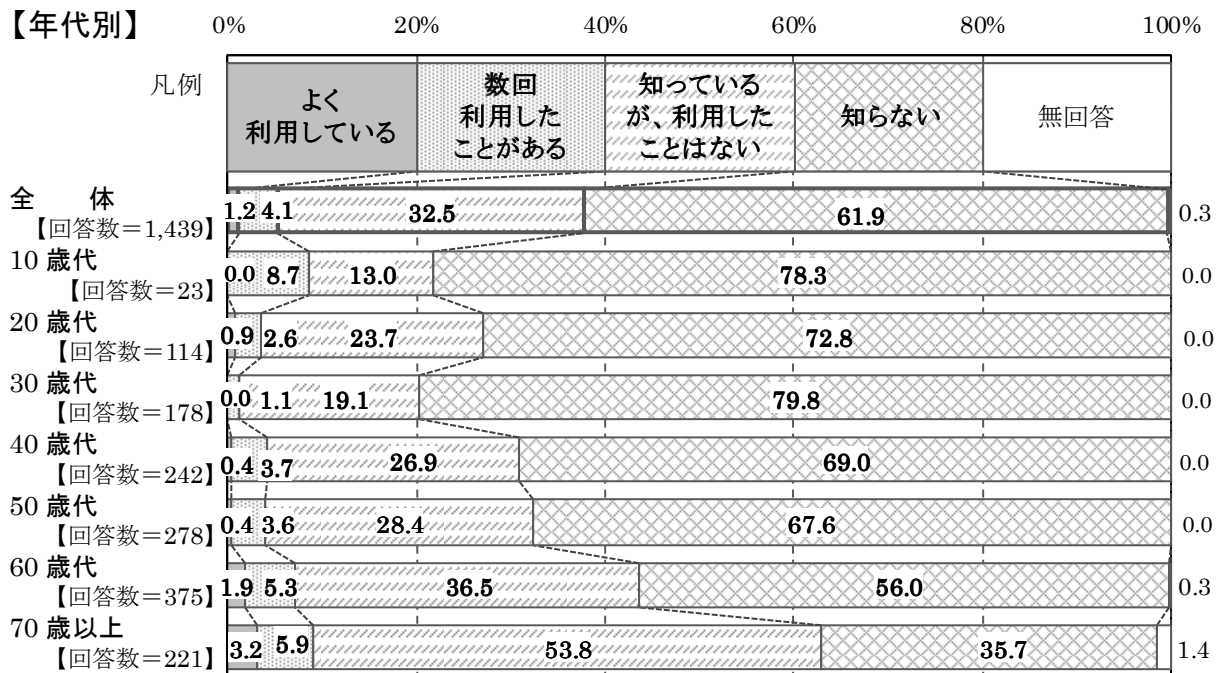


(5)「地域福祉支援室」の利用・認知状況

問5 あなたは、市民センターなどに設置された「地域福祉支援室」を利用したことがありますか。(○は1つ)



【年代別】

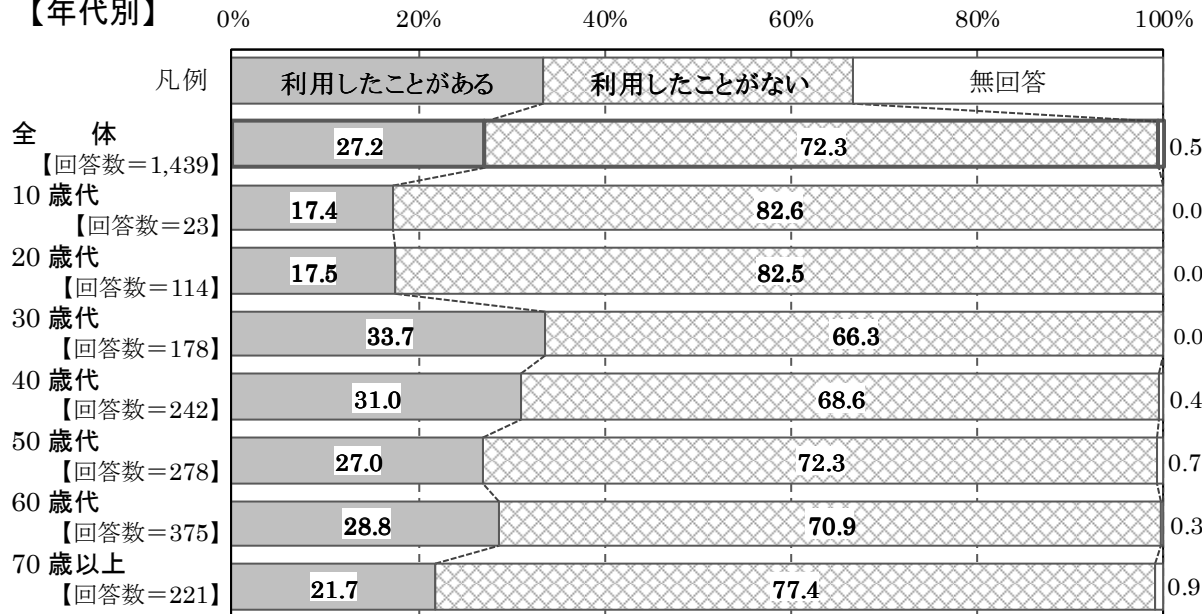


(6) 福祉サービスの利用経験の有無

問 6 あなたもしくはあなたのご家族は、これまでに子育てや、高齢者・障害者の介護・介助など、何らかの福祉サービスを利用したことがありますか。(○は1つ)

	回答数	0	10	20	30	40	50	60	70	80	(%)	
1 利用したことがある	391											27.2
2 利用したことがない	1,041											72.3
無回答	7											0.5
全 体	1,439											

【年代別】



(7) 福祉サービスを利用して最も困ったこと

問 7 【問 6 で「1 利用したことがある」を選んだ方にお聞きします。】サービスを利用して最も困ったことは何でしたか。(〇は1つ)

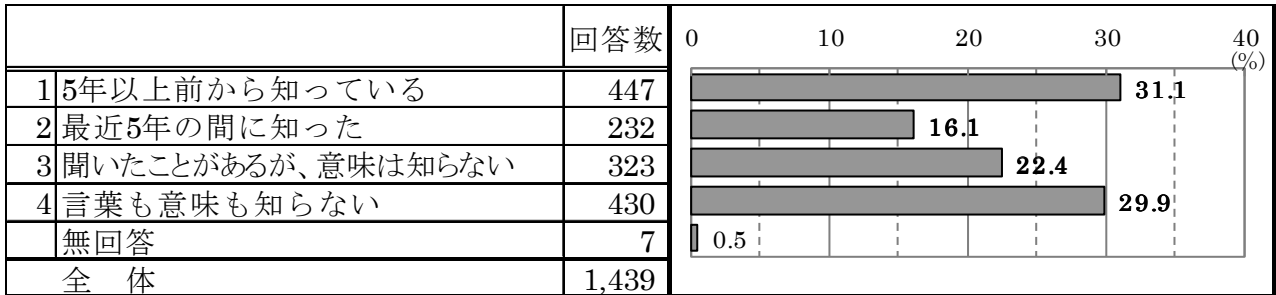
	回答数	0	10	20	30	40	50 (%)
1 相談・問い合わせ先がわからなかった	24	6.1					
2 どのサービスが適しているのかわからなかった	46	11.8					
3 利用申請の方法がわかりにくかった	22	5.6					
4 サービス事業者の説明や対応が悪かった	7	1.8					
5 サービス利用料が負担となった	18	4.6					
6 利用したいサービスがなかった	6	1.5					
7 必要なサービスを利用できなかった	17	4.3					
8 利用できるようになるまで時間がかかった	47	12.0					
9 特に困ったことはなかった	193	49.4					
無回答	11	2.8					
該当者	391						

【年代別】 【福祉サービスを利用して最も困ったこと】

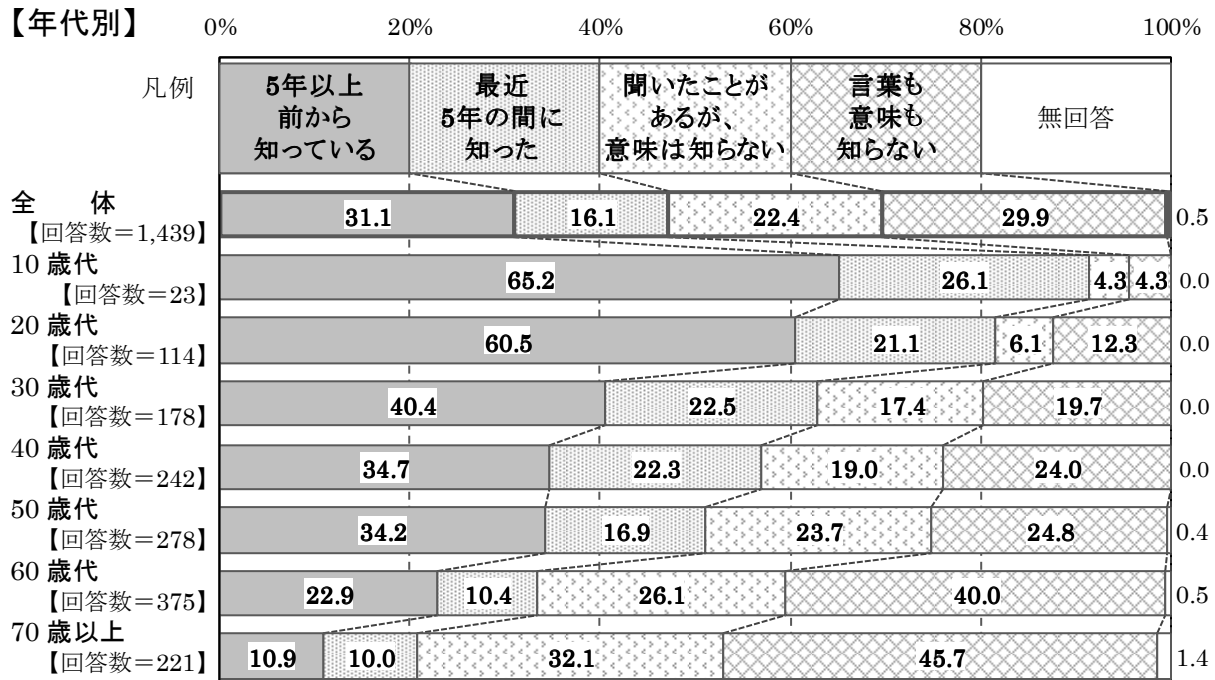
	相談・問い合わせ先がわからなかった	どのサービスが適しているのかわからなかった	利用申請の方法がわかりにくかった	サービス事業者の説明や対応が悪かった	サービス利用料が負担となった	利用したいサービスがなかった	必要なサービスを利用できなかった	利用できるようになるまで時間がかかった	特に困ったことはなかった	無回答
該当者 【該当数=391】	6.1%	11.8%	5.6%	1.8%	4.6%	1.5%	4.3%	12.0%	49.4%	2.8%
10 歳代 【該当数=4】	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	0.0%
20 歳代 【該当数=20】	10.0%	15.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	20.0%	10.0%	35.0%	0.0%
30 歳代 【該当数=60】	5.0%	18.3%	5.0%	1.7%	5.0%	1.7%	5.0%	15.0%	41.7%	1.7%
40 歳代 【該当数=75】	5.3%	12.0%	10.7%	2.7%	6.7%	2.7%	2.7%	4.0%	52.0%	1.3%
50 歳代 【該当数=75】	10.7%	9.3%	4.0%	1.3%	1.3%	4.0%	2.7%	16.0%	46.7%	4.0%
60 歳代 【該当数=108】	6.5%	11.1%	7.4%	1.9%	4.6%	0.0%	3.7%	12.0%	48.1%	4.6%
70 歳以上 【該当数=48】	0.0%	8.3%	0.0%	2.1%	4.2%	0.0%	4.2%	14.6%	64.6%	2.1%

(8)「ユニバーサルデザイン」の言葉の理解度

問8 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉とその意味を知っていますか。(〇は1つ)

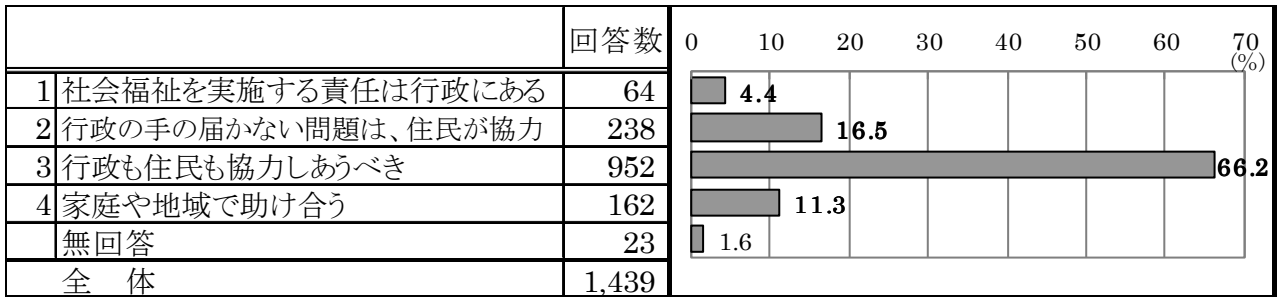


【年代別】

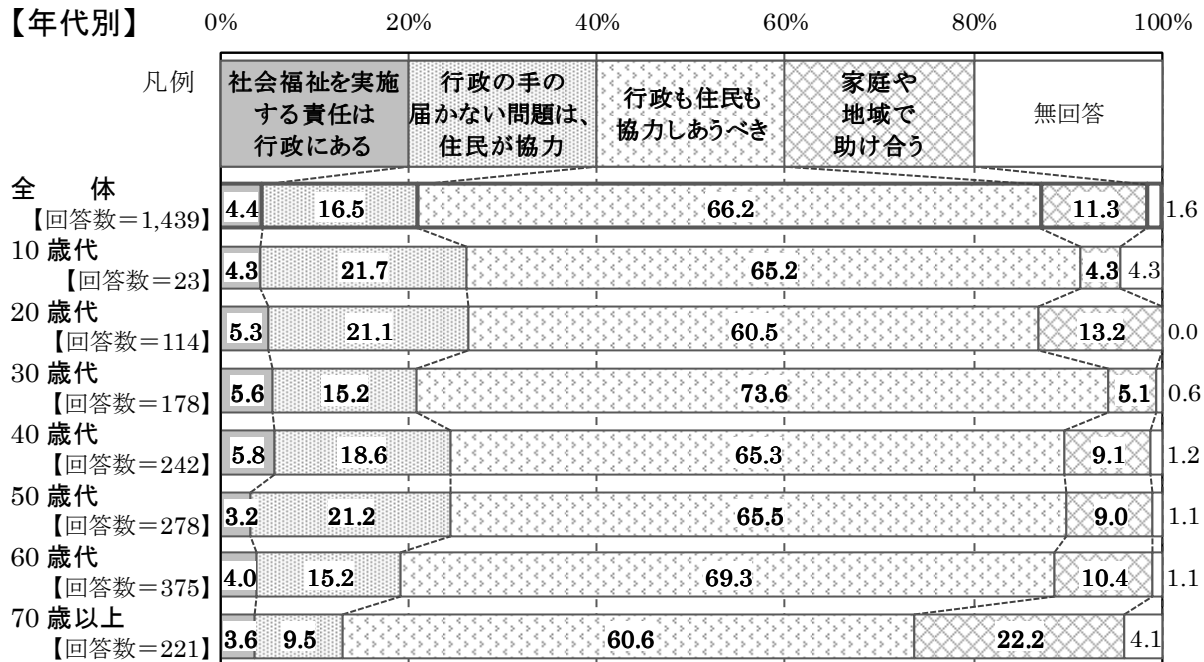


(9) “福祉のまち” づくりに関する行政と地域住民との関係

問9 だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる“福祉のまち”を創っていくうえで、行政と地域住民との関係について、あなたの考えに最も近いものは何ですか。(〇は1つ)



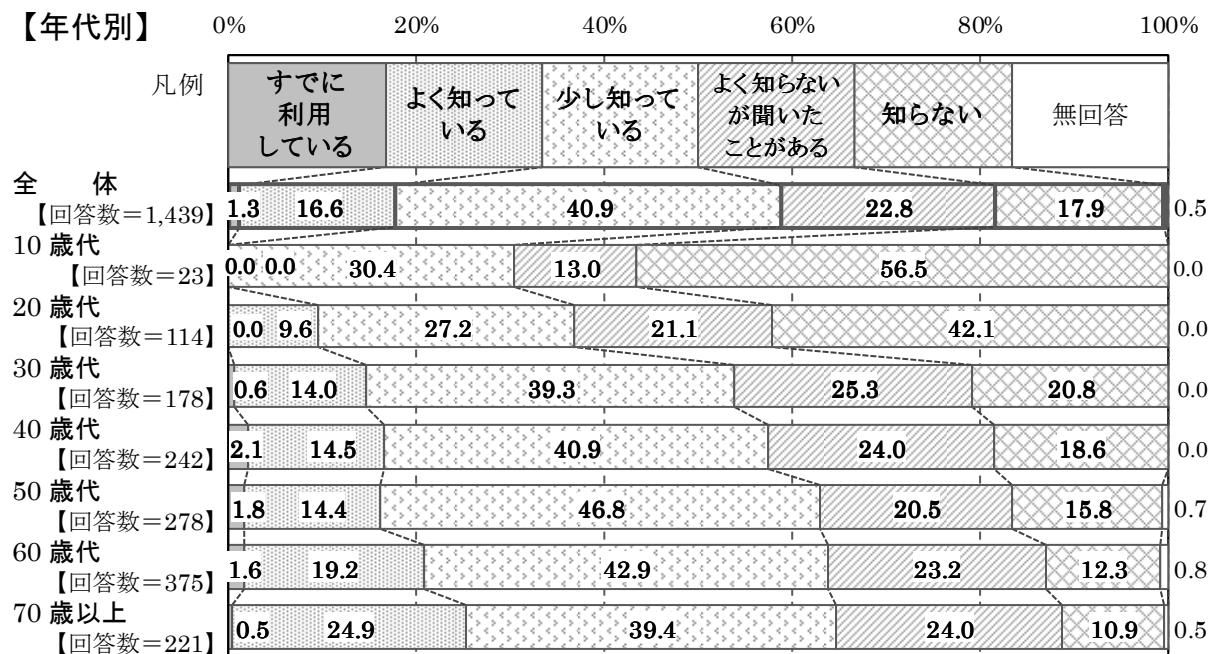
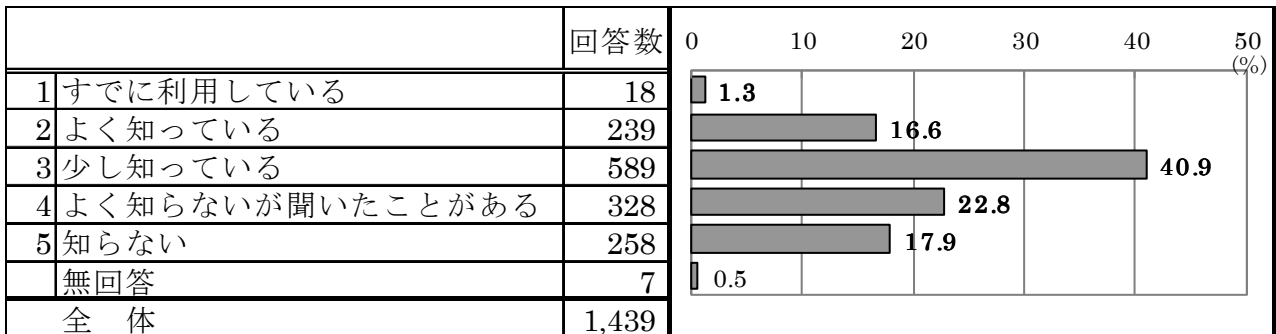
【年代別】



2 「成年後見制度」について

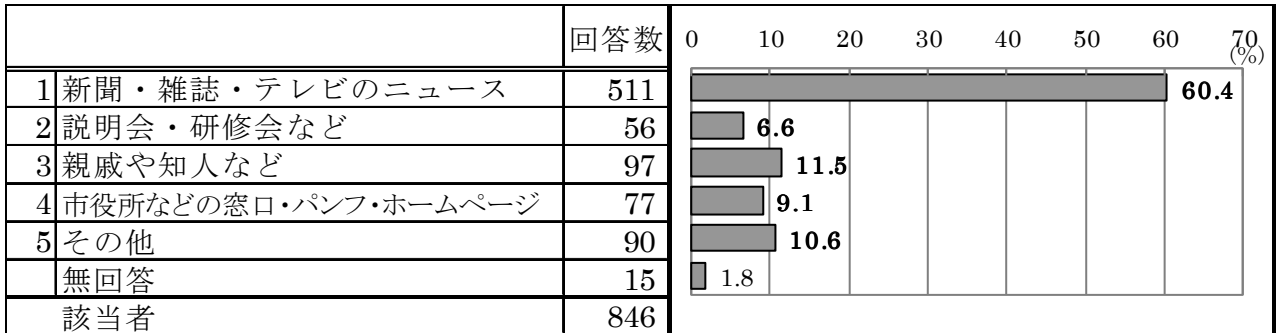
(1) 「成年後見制度」の利用・認知状況

問 10 あなたは、「成年後見制度」についてご存じですか。(○は1つ)



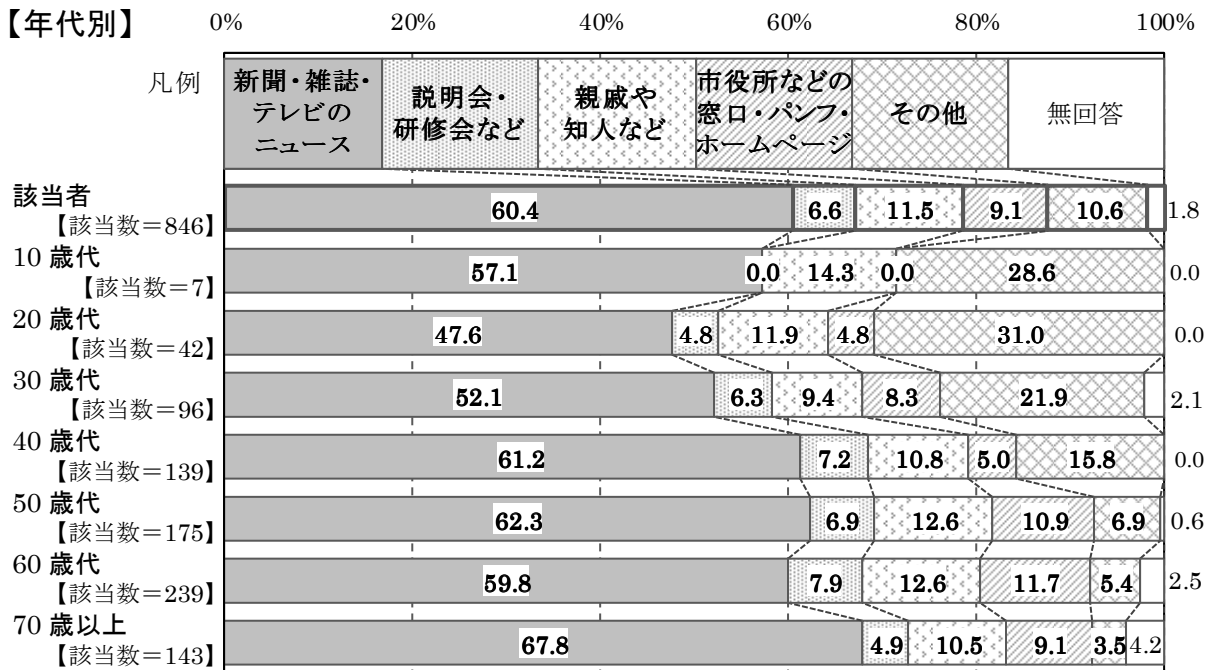
(2)「成年後見制度」を知ったきっかけ

問 11 【問 10 で「1 すでに利用している」「2 よく知っている」「3 少し知っている」を選んだ方にお聞きします。】どこで「成年後見制度」を知り（聞き）ましたか。（○は 1 つ）



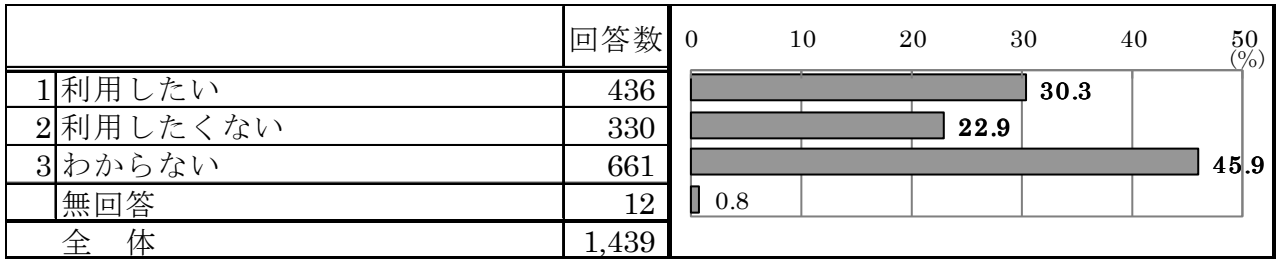
※「その他」の内容：仕事に関係している（42）、大学や高校の授業で（18）、資格取得の際に学んだ（12）、金融機関からの説明で（2） など

【年代別】

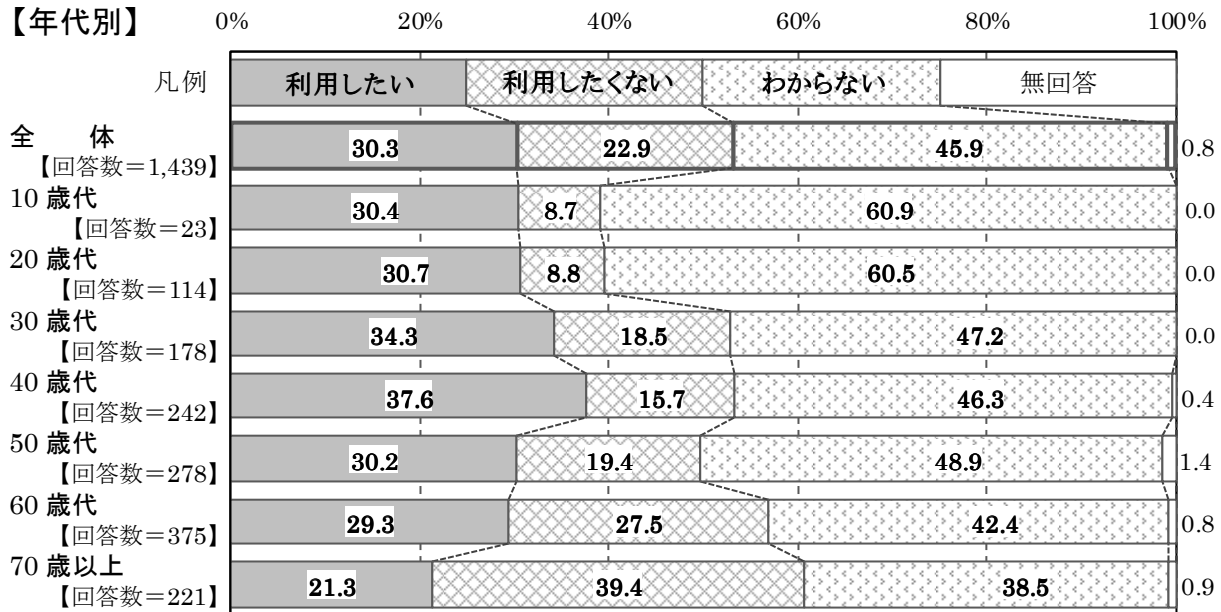


(3)「成年後見制度」の利用意向

問 12 あなた自身や親族が認知症などにより判断能力が十分でなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。(○は1つ)



【年代別】



(4)「成年後見制度」を利用したくない理由

問 13 【問 12 で「2 利用したくない」を選んだ方にお聞きします。】その理由として、あなたの考えに最も近いものは何ですか。(○は1つ)

	回答数	0	10	20	30	40	50	60	70	80 (%)
1 制度を使わなくとも家族がいる	235	71.2								
2 他人に財産などを任せることが心配	34	10.3								
3 家族などの信頼関係が崩れるおそれがある	8	2.4								
4 援助者になってほしい人がみあたらない	5	1.5								
5 費用がどのくらいかかるか心配	5	1.5								
6 手続きが大変そう	21	6.4								
7 裁判所に申し立てることに抵抗がある	3	0.9								
8 どういうときに利用していいかわからない	7	2.1								
9 その他	11	3.3								
無回答	1	0.3								
該当者	330									

※「その他」の内容：家族以外を後見人することに抵抗がある (2)、後見人の負担が生じる (2)、費用負担が必要なので (2)、家族が助けてもらえない場合は検討する など

【年代別】 【成年後見制度を利用したくない最も大きな理由】

	家族がいる 制度を使わなくとも 他人に財産などを 任せることが心配	他人に財産などを 任せることが心配	家族などの信頼関係が 崩れるおそれがある	援助者になってほしい 人がみあたらない	費用がどのくらいかかる か心配	手続きが大変そう	裁判所に申し立てることに 抵抗がある	利用していいかわからない どういうときに	その他	無回答
該当者 【該当数=330】	71.2%	10.3%	2.4%	1.5%	1.5%	6.4%	0.9%	2.1%	3.3%	0.3%
10 歳代 【該当数=2】	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20 歳代 【該当数=10】	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30 歳代 【該当数=33】	51.5%	15.2%	3.0%	0.0%	3.0%	9.1%	3.0%	3.0%	9.1%	3.0%
40 歳代 【該当数=38】	55.3%	15.8%	0.0%	0.0%	7.9%	7.9%	0.0%	10.5%	2.6%	0.0%
50 歳代 【該当数=54】	61.1%	13.0%	3.7%	5.6%	0.0%	9.3%	1.9%	0.0%	5.6%	0.0%
60 歳代 【該当数=103】	79.6%	7.8%	1.0%	1.9%	1.0%	4.9%	1.0%	1.0%	1.9%	0.0%
70 歳以上 【該当数=87】	87.4%	2.3%	3.4%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	1.1%	2.3%	0.0%

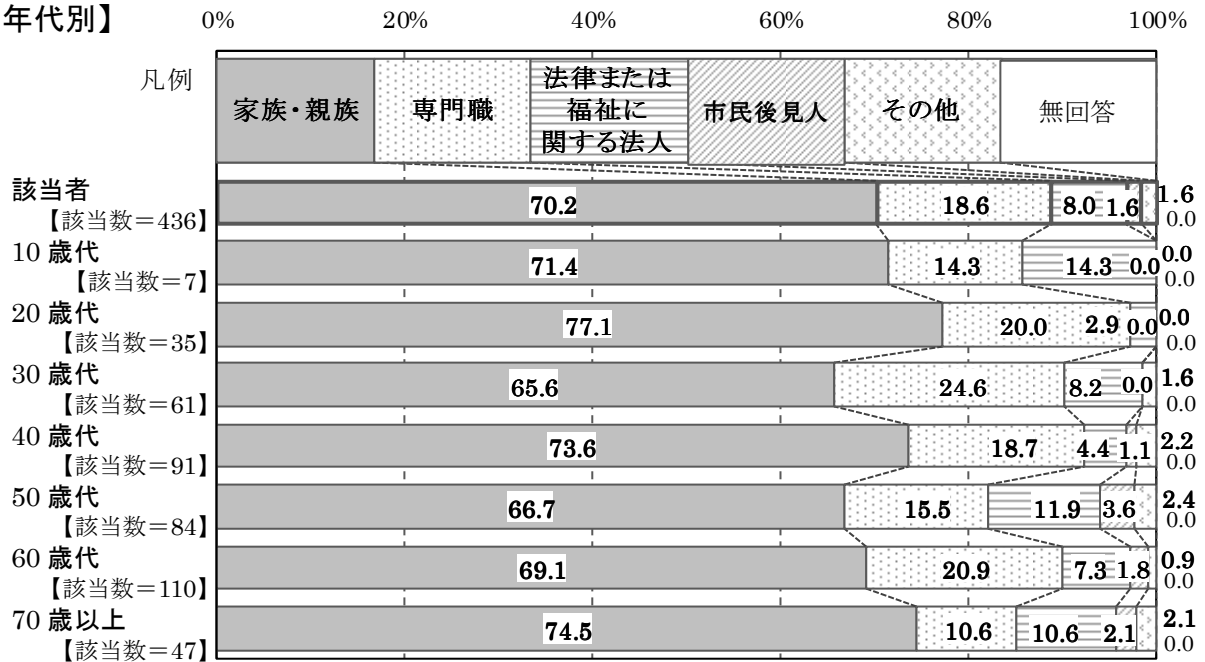
(5)「成年後見制度」で援助者（後見人など）になってもらいたい人

問 14 【問 12 で「1 利用したい」を選んだ方にお聞きします。】援助者（後見人など）にはだれになってもらいたいですか。（○は1つ）

	回答数	0	10	20	30	40	50	60	70	80 (%)
1 家族・親族	306	70.2								
2 専門職(弁護士・司法書士など)	81	18.6								
3 法律または福祉に関する法人	35	8.0								
4 市民後見人(研修を受けた市民など)	7	1.6								
5 その他	7	1.6								
無回答	0	0.0								
該当者	436									

※「その他」の内容：家族に頼みたいが負担等を考えると専門機関(3)、利用方法や依頼先などがわからない(2)、友人 など

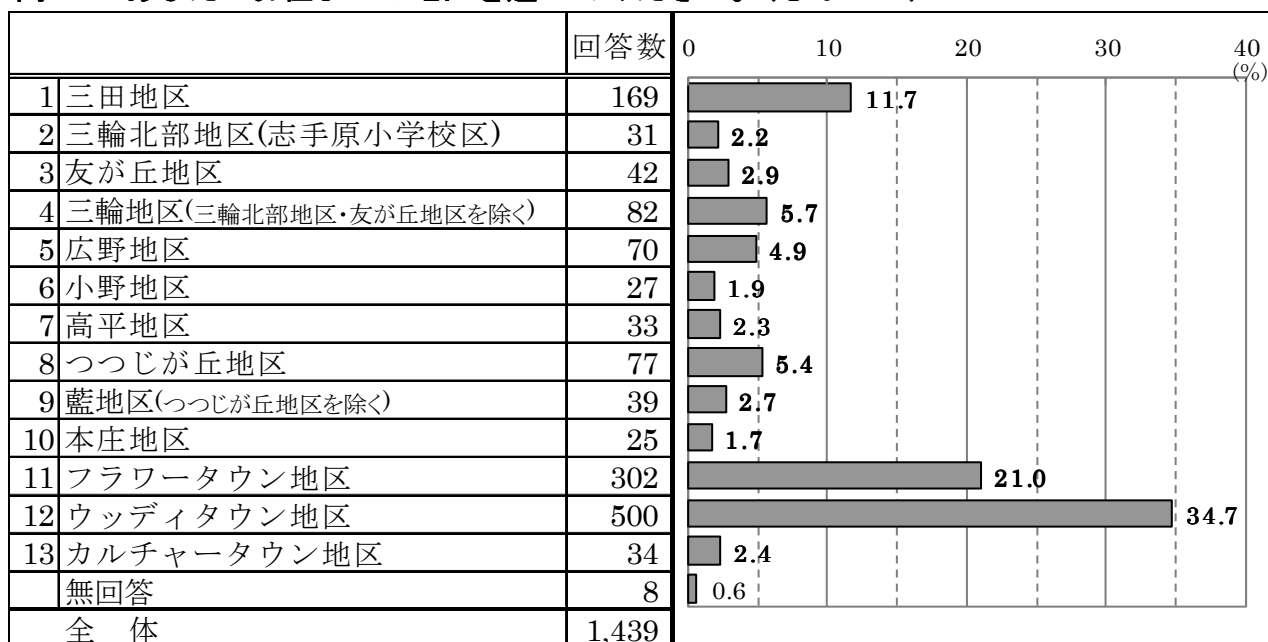
【年代別】



3 回答者の属性

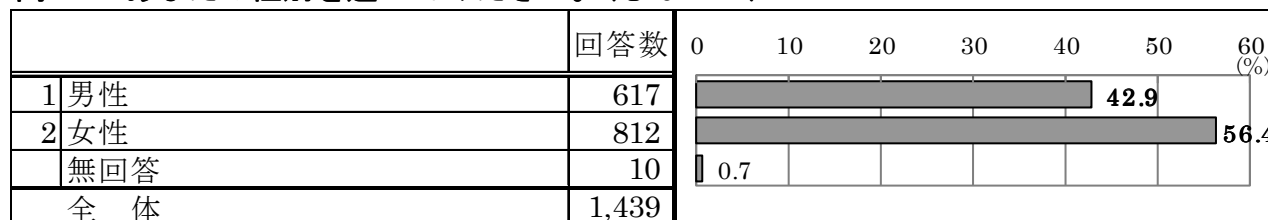
(1) 居住地区

問 15 あなたがお住まいの地区を選んでください。(〇は1つ)

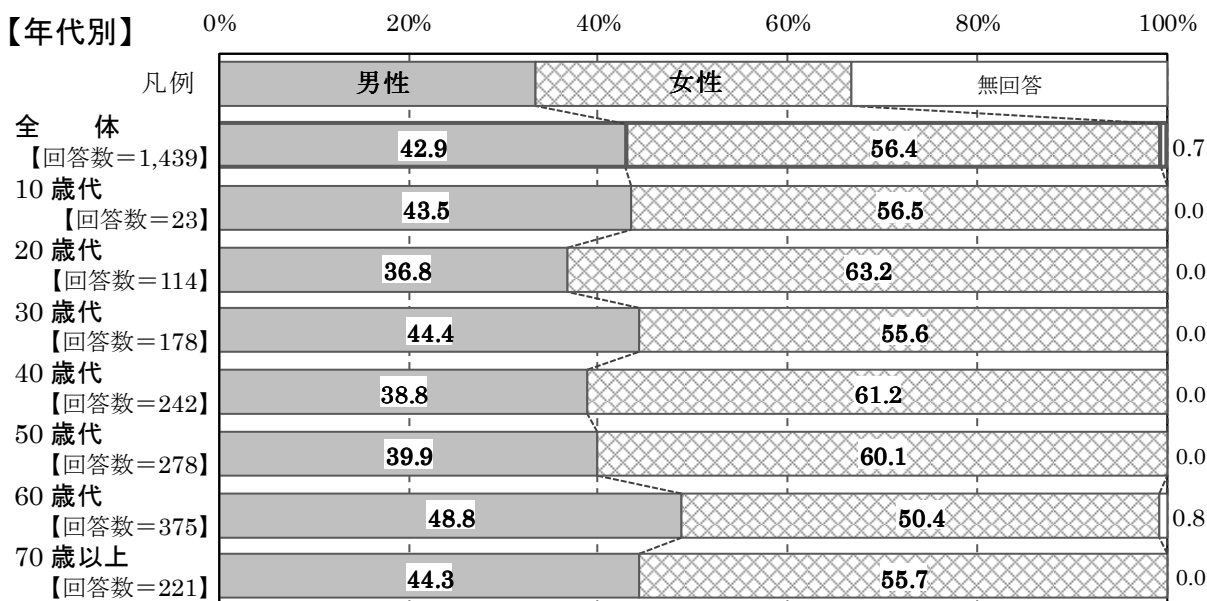


(2) 性別

問 16 あなたの性別を選んでください。(〇は1つ)

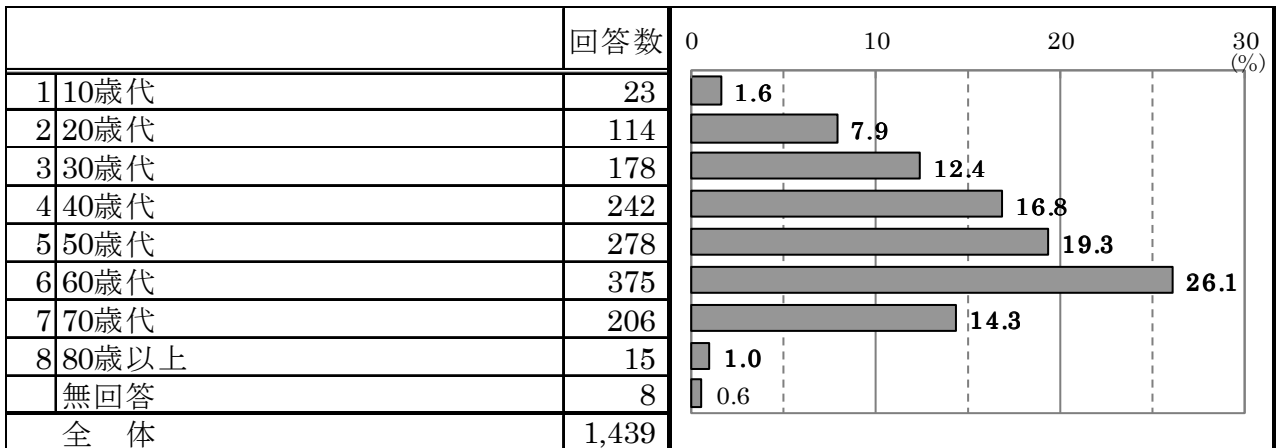


【年代別】



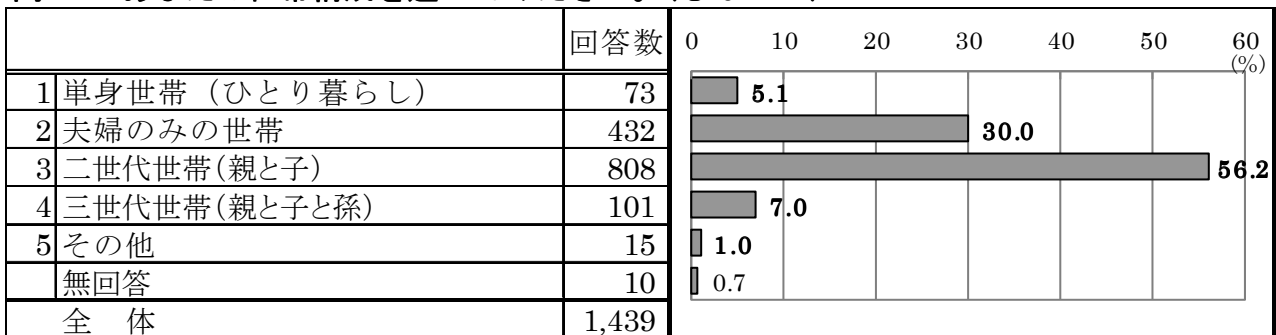
(3) 年齢

問 17 平成 30 年 6 月 1 日現在のあなたの年齢を選んでください。(○は 1 つ)



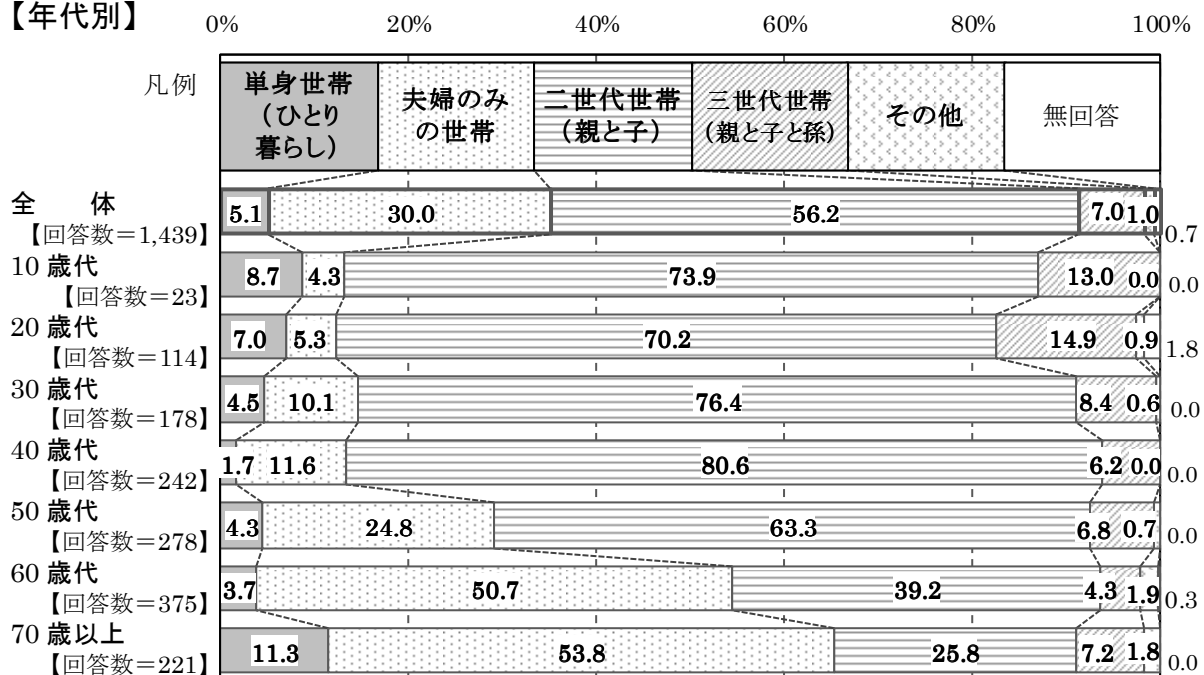
(4) 世帯構成

問 18 あなたの世帯構成を選んでください。(○は 1 つ)



※「その他」の内容：兄弟・姉妹 (3)、四世代世帯、妻と兄夫婦と同居、妹親子と同居、団体生活、シェアハウス、実家に同居 など

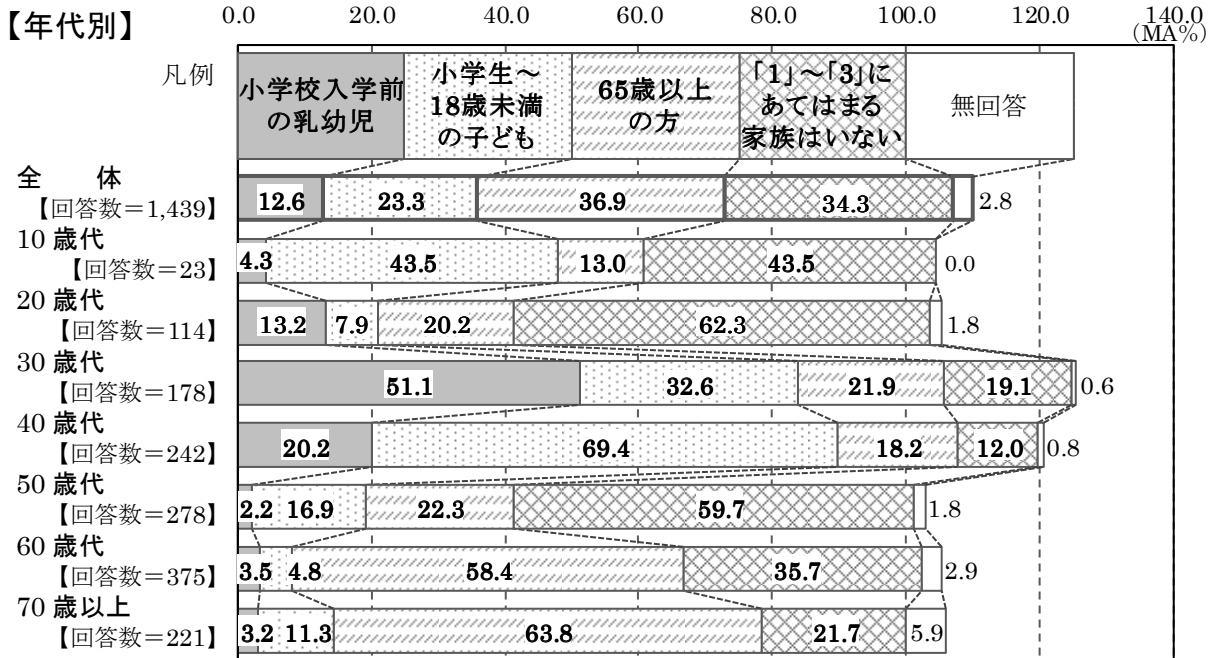
【年代別】



(5) 家族構成員

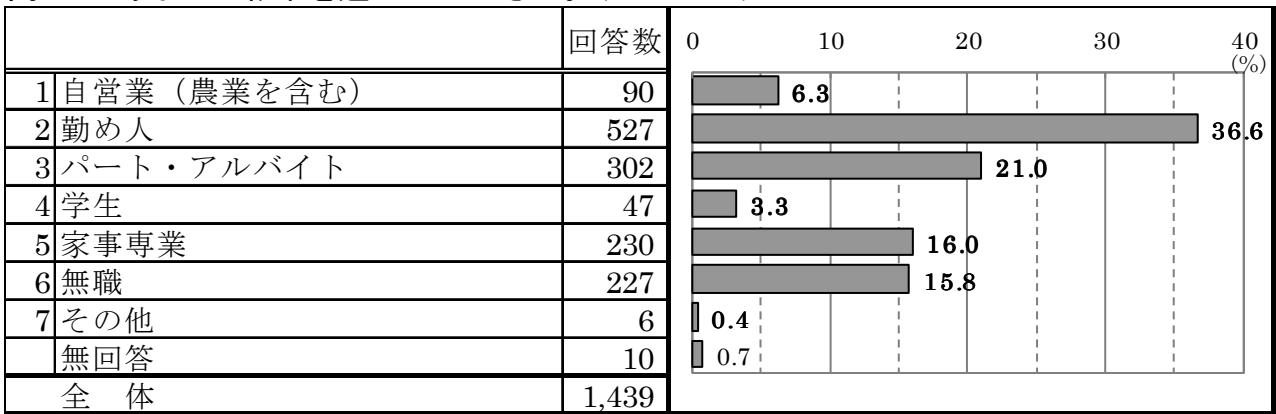
問 19 あなたの家族に次の方はおられますか。あてはまるものを選んでください。
(○はいくつでも)

	回答数	0	10	20	30	40 (MA%)
1 小学校入学前の乳幼児	182					
2 小学生～18歳未満の子ども	335					
3 65歳以上の方	531					
4 「1」～「3」にあてはまる家族はいない	493					
無回答	41					
回答総数	1,582					
全 体	1,439					



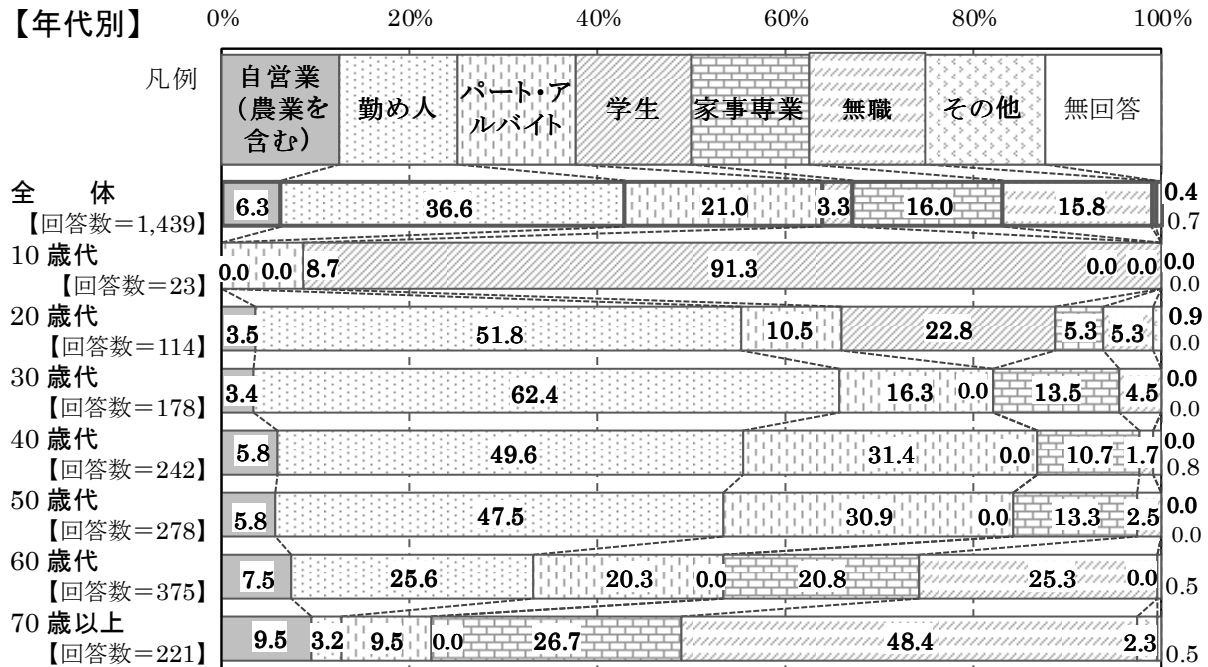
(6) 職業

問 20 あなたの職業を選んでください。(〇は1つ)



※「その他」の内容：シルバー人材センター (4) など

【年代別】

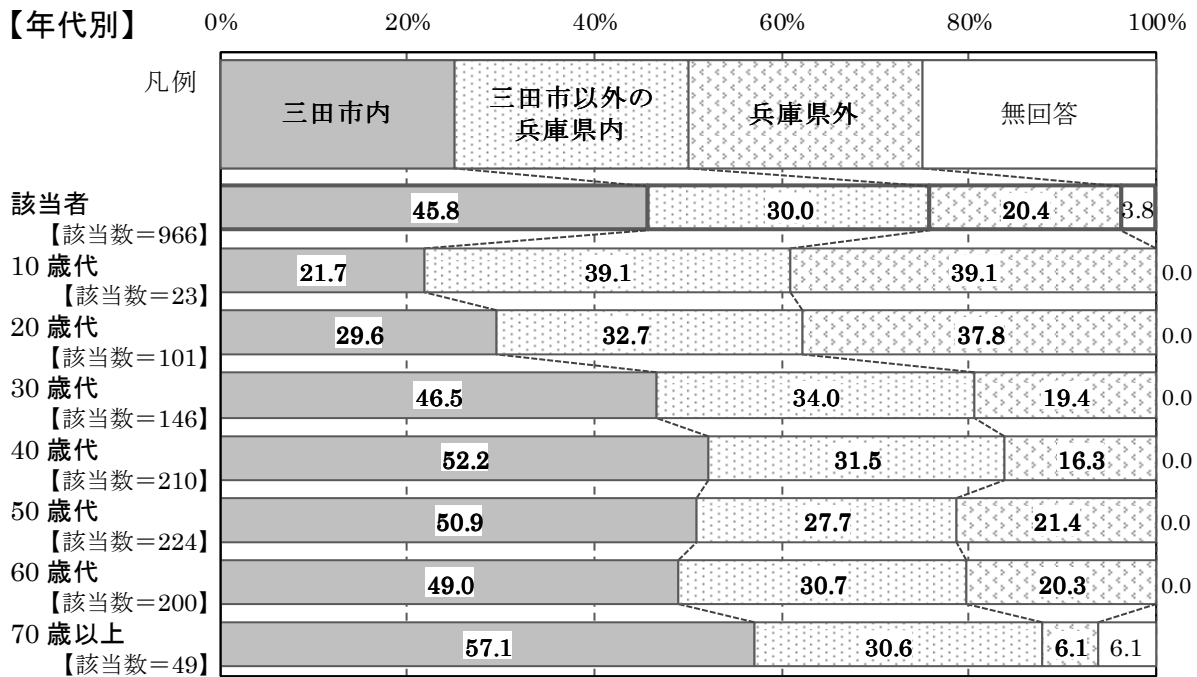


(7) 通勤・通学先

問 21 【問 34 で「1 自営業（農業を含む）」「2 勤め人」「3 パート・アルバイト」「4 学生」を選んだ方にお聞きします。】通勤・通学先や事業を営んでいる場所を選んでください。
(○は1つ)

	回答数	0	10	20	30	40	50 (%)
1 三田市内	442	45.8					
2 三田市以外の兵庫県内	290	30.0					
3 兵庫県外	197	20.4					
無回答	37	3.8					
該当者	966						

【年代別】



7 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年9月に国連総会で加盟各国の合意のもと、国際的な共通目標となったSDGs（Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境の各分野の課題について総合的な解決を目指すものです。

このSDGsに掲げられた17の目標には、本計画の取り組みと関係のある項目も含まれているため、国際的な課題への対応にも結び付くことを認識し、今後の取り組みを進めていく必要があります。SDGsの目標と本計画に含めた施策との関係は、下表のとおりです。

本計画に関するSDGsの目標	SDGsに関する「基本目標－基本施策」	SDGsに関する「主な取り組み」
<p>13【気候変動】 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> 	<p>「3－2」 支援が必要な人を見逃さないまちづくり</p>	<p>(1)防災活動の支援 (2)避難行動要支援者等の支援 (3)災害時を見据えた日常支援の研究</p>
<p>1【貧困】 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>  <p>2【飢餓】 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>  <p>10【不平等】 国内および国家間の格差を是正する</p> 	<p>「4－1」 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実</p> <p>「4－2」 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり</p> <p>「4－3」 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）</p>	<p>「4－1」 (1)当事者の自立支援 (2)各種制度・相談窓口に関する情報提供 (3)市民ニーズに応じた福祉サービスの充実</p> <p>「4－2」 (1)専門機関等のネットワークづくり (2)各種総合相談拠点の機能強化</p> <p>「4－3」 (1)成年後見制度の推進 (2)地域連携のネットワークづくり (3)審議会及び中核機関の設置と充実</p>

<p>10【不平等】 国内および国家間の格差を 是正する</p>		<p>「5-2」 地域福祉を進める環境 づくり</p>	<p>(1)ユニバーサルデザイン のまちづくり</p>
<p>11【都市】 あらゆる場所で、あらゆる形 態の貧困に終止符を打つ</p>			

第2次三田市地域福祉計画 中間評価・見直し

発行年月：平成31年3月

編集：三田市健康福祉部福祉推進室福祉総務課

〒669-1595 三田市三輪 2-1-1

T E L : 079-559-5069

F A X : 079-562-1294

E-Mail : fsoumu_u@city.sanda.lg.jp